

# 第3期 山添村子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

山 添 村



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景と趣旨 . . . . . 1
- 2. 計画の位置づけ . . . . . 2
- 3. 計画の期間 . . . . . 3
- 4. 計画の対象 . . . . . 3

## 第2章 山添村の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

- 1. 人口等の状況 . . . . . 4
- 2. 第2期計画の子育て支援施策の評価・課題 . . . . . 13
- 3. ニーズ調査の結果 . . . . . 15

## 第3章 計画の基本方向

- 1. 計画の基本理念 . . . . . 30
- 2. 計画の基本方針 . . . . . 30
- 3. 計画の基本目標 . . . . . 31

## 第4章 計画の展開

- 1. 教育・保育施設の展開 . . . . . 34
- 2. 地域子ども・子育て支援事業 . . . . . 36

## 第5章 計画の推進

- 1. 推進体制 . . . . . 44



## 第1章 計画の策定にあたって

# 1. 計画策定の背景と趣旨

山添村では、平成 17 年度から平成 26 年度までの「山添村次世代育成支援行動計画」を引き継いで、平成 27 年度に「第 1 期山添村子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年度に「第 2 期山添村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども一人ひとりが笑顔にあふれ、健やかな成長と保護者が安心して子育てができる環境づくりの整備を目指し、家庭、学校、地域、行政等が一体となった取り組みを進めてきました。

しかし、近年、全国的に少子化がさらに進行し、本村においても出生率は、低下が加速し少子化が進んでいる厳しい状況です。その原因として、経済的な不安、女性就業率の向上等に伴う未婚化・晩婚化、子育てに対する不安や負担感等が挙げられ、さらに本村では人口減少と 50%を超える高齢化に直面しています。

このような状況を踏まえ国は令和 5 年 4 月に「子ども家庭庁」を設立、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。この理念を鑑み、社会の希望であり未来を担う大きな力となる子どもに「常にこどもの最善の利益」を第一に考え、すべての子どもが大切に大事に育てられ、子どものいるすべての家庭が安心して子育てできる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みと子育て支援の取り組みを推進するため、「第 3 期山添村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## ■【参考】

### 子ども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行

〔基本理念〕

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大切に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達の遅れの程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて意見が尊重され、こどもの今とこれからのため、最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法第」61条に基づく「第3期山添村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和17年3月31日までに再延長されたことから、同法の8条に基づく市町村行動計画における目的も取り入れつつ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進します。

また、引き続き「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画にも位置づけ、支援の必要な子どもや家庭をすみやかに把握し、支援につなげる施策を推進します。

### ■ 参考

#### ◆子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て事業支援の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）定めるものとする。

#### ◆次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

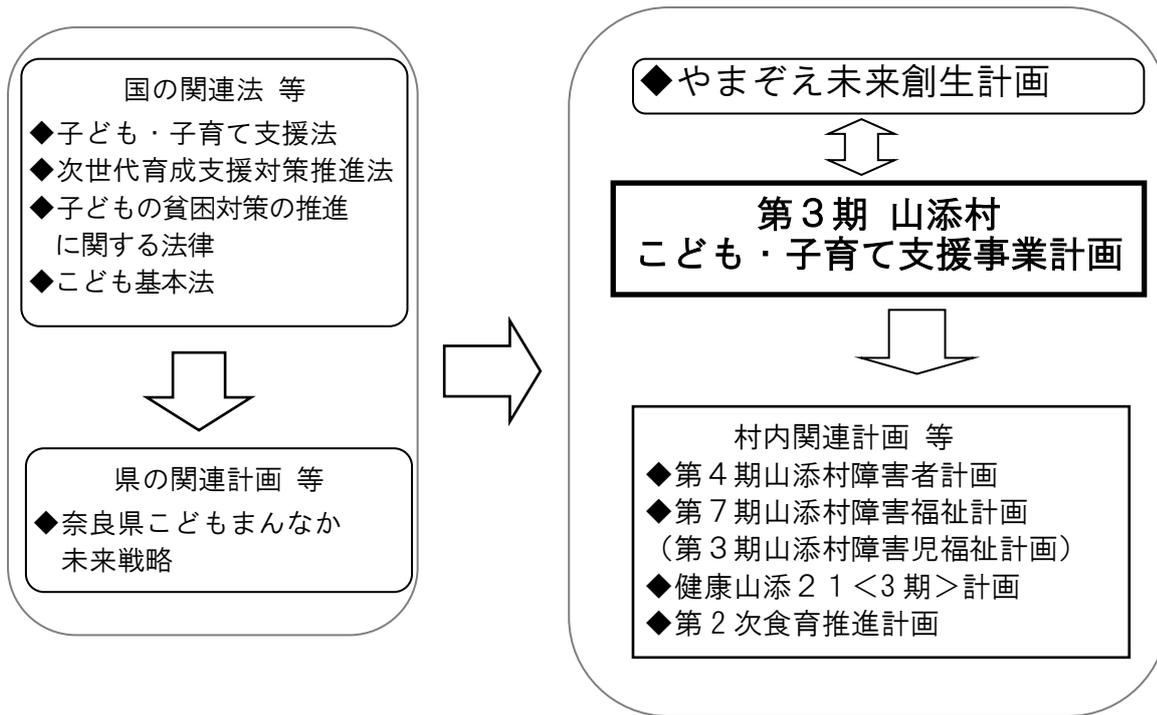
#### ◆子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県計画等）

第10条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■ 計画の位置づけ



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

■ 計画の期間

平成 27～31 年度 (2015～2019)	令和 2～6 年度 (2020～2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
第 1 期						
	第 2 期					
		第 3 期 山添村子ども・子育て支援事業計画				

### 4. 計画の対象

本計画は、山添村に住所を有する、18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象にします。

## 第2章 山添村の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

# 1. 人口等の状況

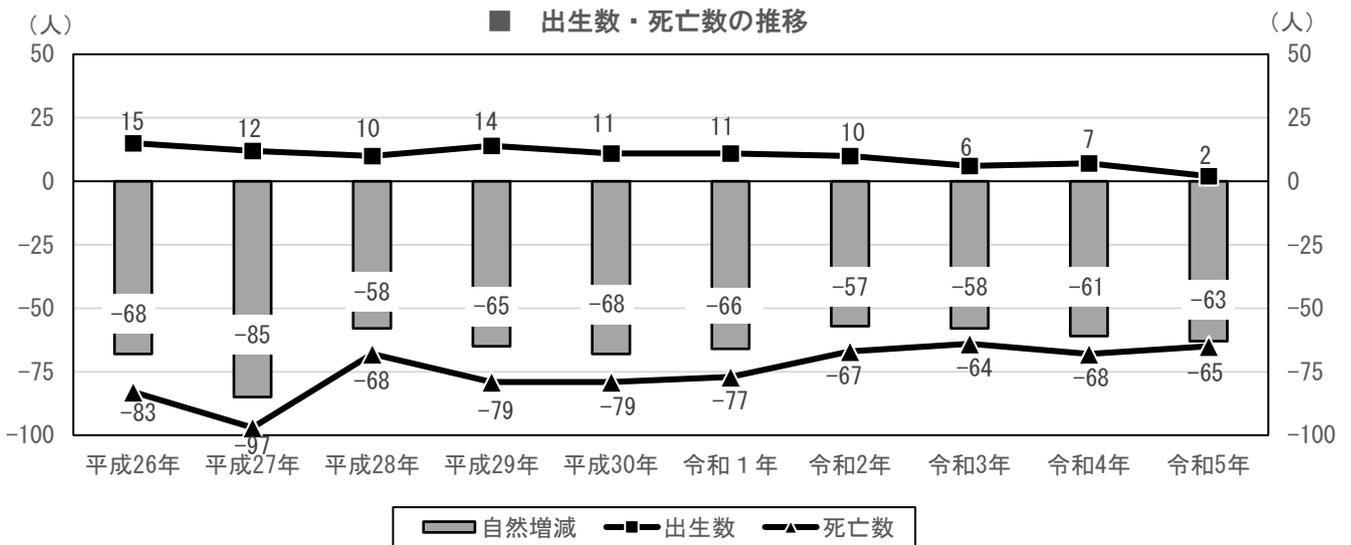
## (1) 子ども数の状況

### ① 出生数の状況

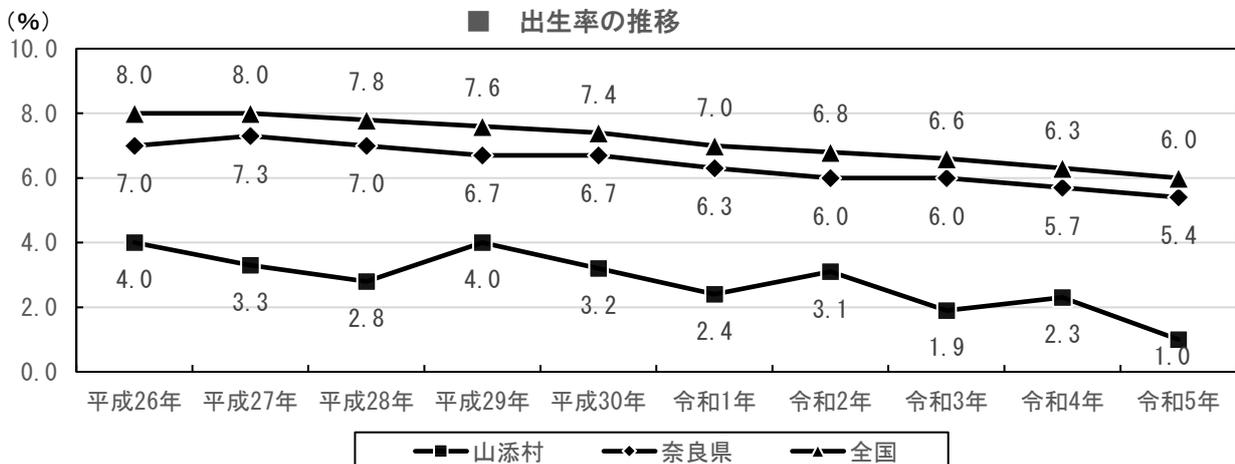
本村の出生数は、年々減少傾向にあり、令和3年以降10人を下回って推移しています。一方、死亡数は、70人前後で推移しており、毎年60人前後の自然減が続いています。

出生率は、本村、全国、奈良県ともに減少していますが、さらに本村が低値であるのは、人口に占める若者や子育て世代の割合が少ないためと考えられます。

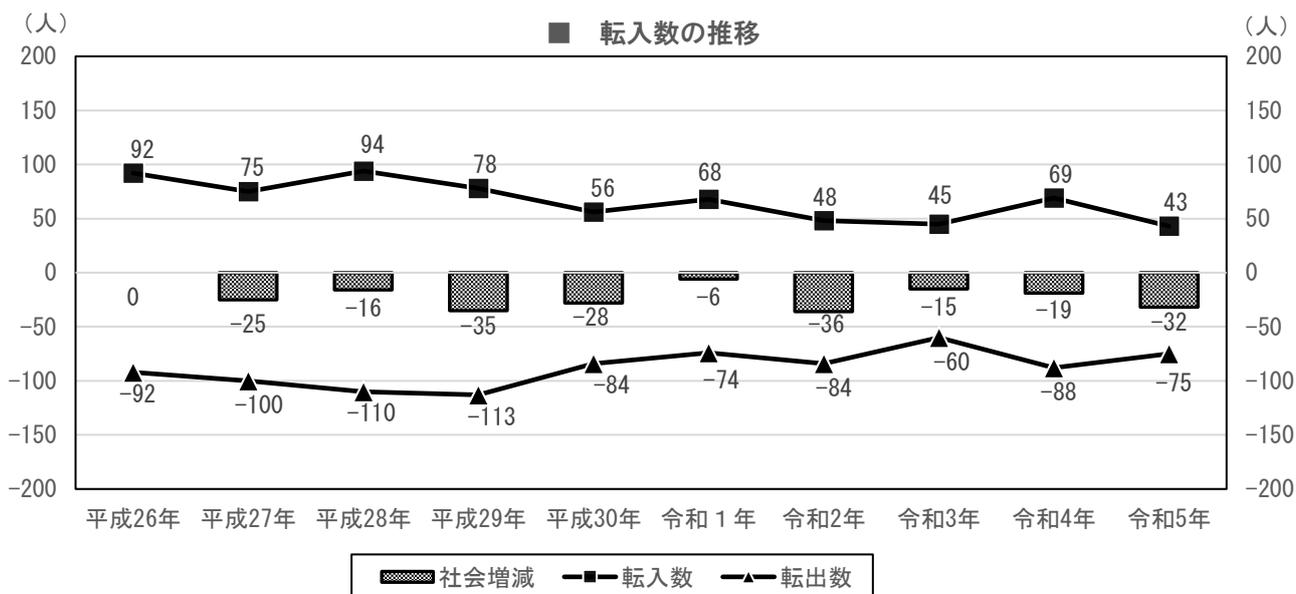
転入数は、概ね40～60人前後で推移しています。転出数が転入数を上回る社会減の傾向にありますが、減少傾向にはバラツキがみられます。



出典：住民基本台帳関係年報



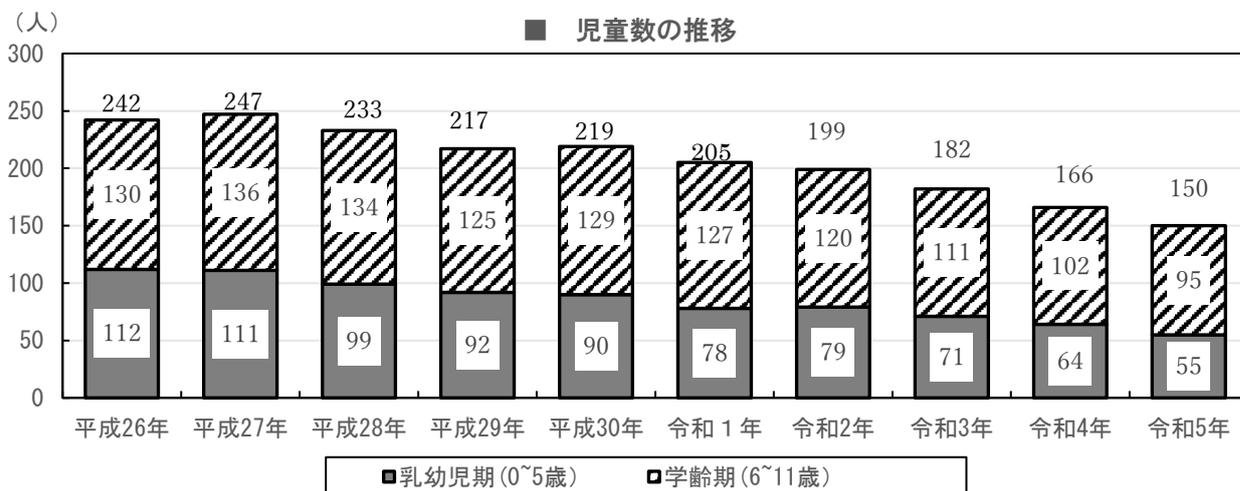
出典：山添村・奈良県は奈良県HP地域医療連携課, 全国はeスタット



出典：住民基本台帳関係年報

## ② 児童数の状況

本村の11歳未満の児童数は、年々減少傾向にあり、令和2年には200人を下回りました。その後も顕著に減少して、この10年間で100人弱減少し、令和5年では、就学前児童(乳幼児期)は55人、就学児童は95人で、合計150人となっています。

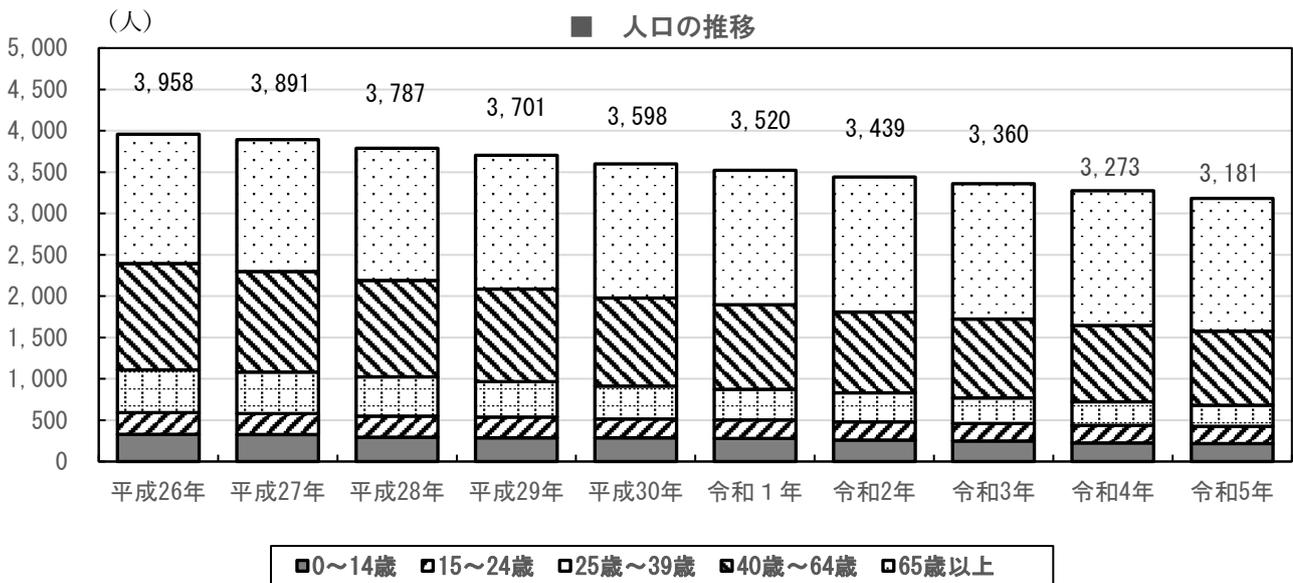


出典：住民基本台帳（4月1日現在）／住民課資料

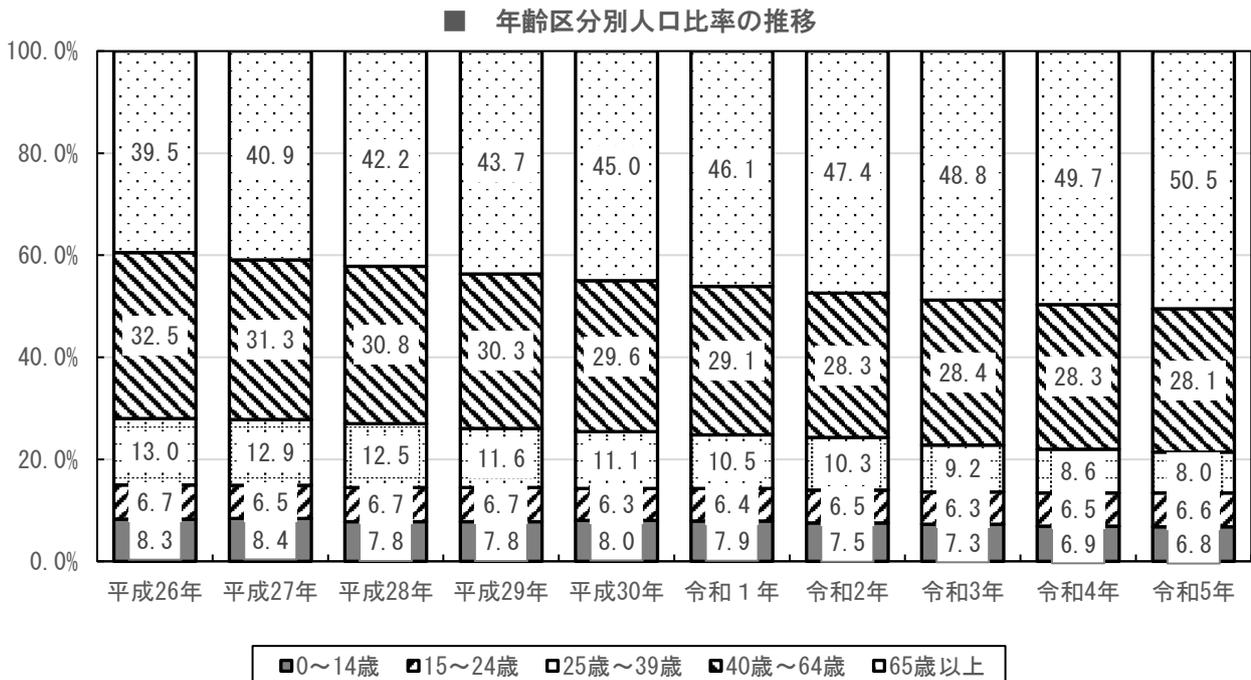
## (2) 人口の状況

### ① 人口の状況

本村の人口は年々減少傾向にあり、この10年間で、約800人が減少しています。年齢区分別比率では、10年間で15歳未満の割合が約20%減少、25～39歳の子育て世代では約40%、40～64歳では約13%減っており、65歳以上の高齢者の割合は1.3倍に増え令和5年には50%を超えました。



出典：住民基本台帳（4月1日現在）／住民課資料

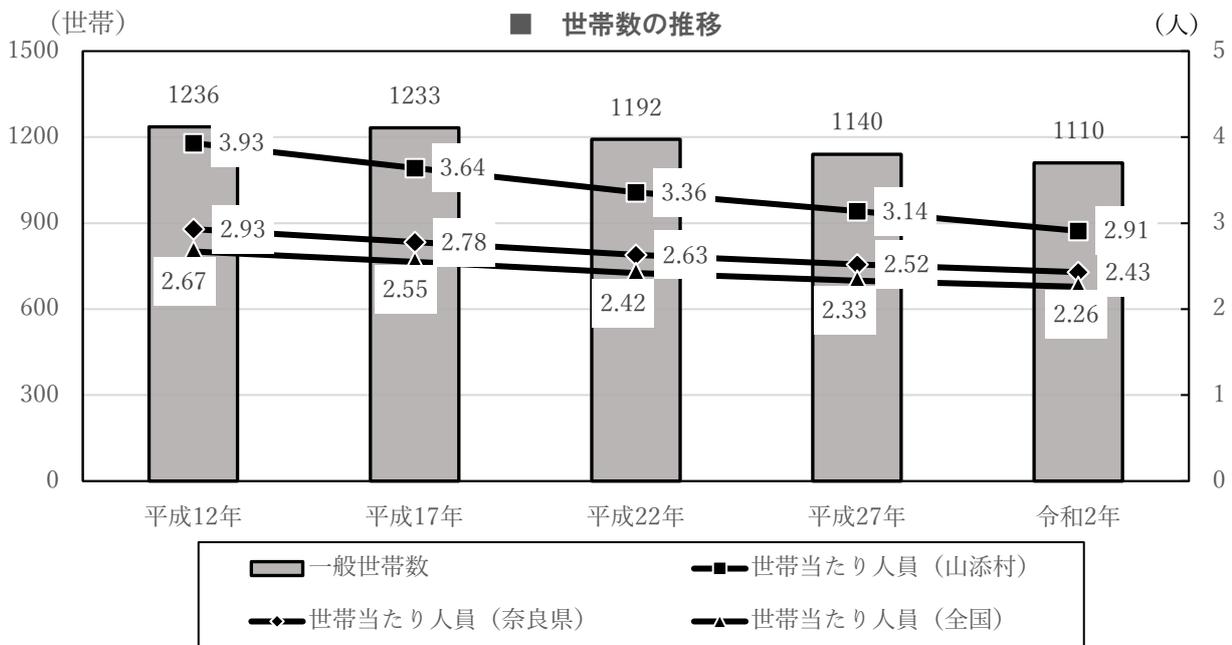


出典：住民基本台帳（4月1日現在）／住民課資料

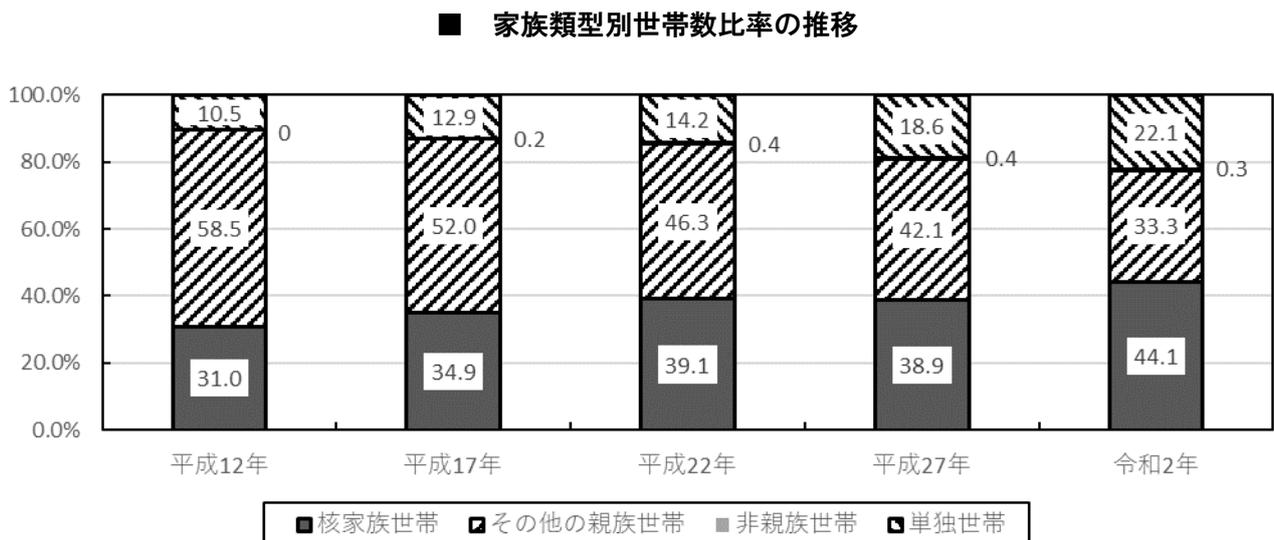
## ② 世帯の状況

本村の世帯数は、人口減少に伴って緩やかな減少傾向にあります。世帯あたりの人員も減少していますが、奈良県および全国平均に比べて高い数値を維持しています。

また、家族類型別では、核家族世帯及び単独世帯の割合が増加傾向にあり、その他の親族世帯（子どもと親以外の同居家族のいる世帯）の割合が減少しています。



出典：国勢調査



出典：国勢調査

※核家族世帯＝夫婦のみ、あるいは夫婦と子ども、あるいはひとり親と子どもで構成する世帯  
 その他の親族世帯＝世帯主と親族関係にある世帯員のみで構成する世帯  
 非親族世帯＝世帯主と親族関係にない人がいる世帯  
 単独世帯＝世帯人員が1人の世帯

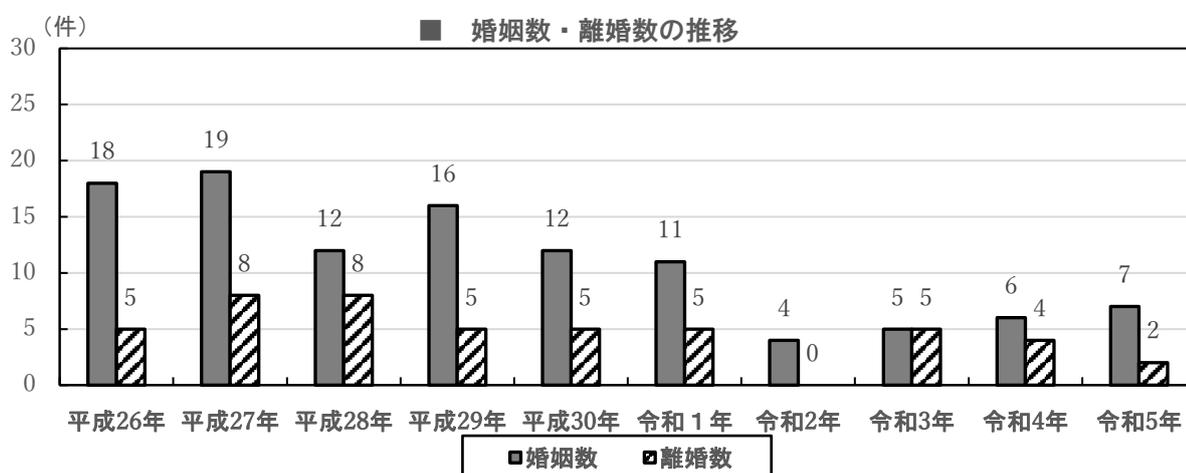
### (3) 婚姻・離婚の状況

#### ① 婚姻・離婚の状況

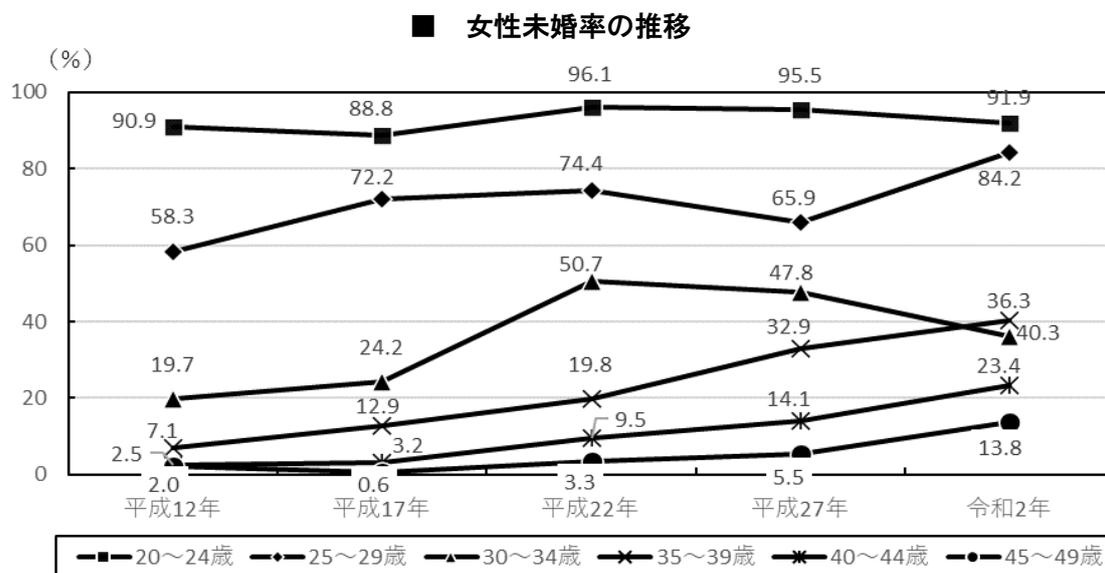
この10年間の婚姻数の推移は、緩やかに減少しており、令和2年からは10件を下回るようになりました。離婚数は、バラツキはみられるが減少気味で推移しています。

女性の未婚率は、20歳代後半で上昇がみられ、30歳代前半でやや減少しています。いわゆる晩婚化の傾向は続いていると言えます。また、30歳代後半の未婚率は上昇を続けており、非婚化の傾向がうかがえます。

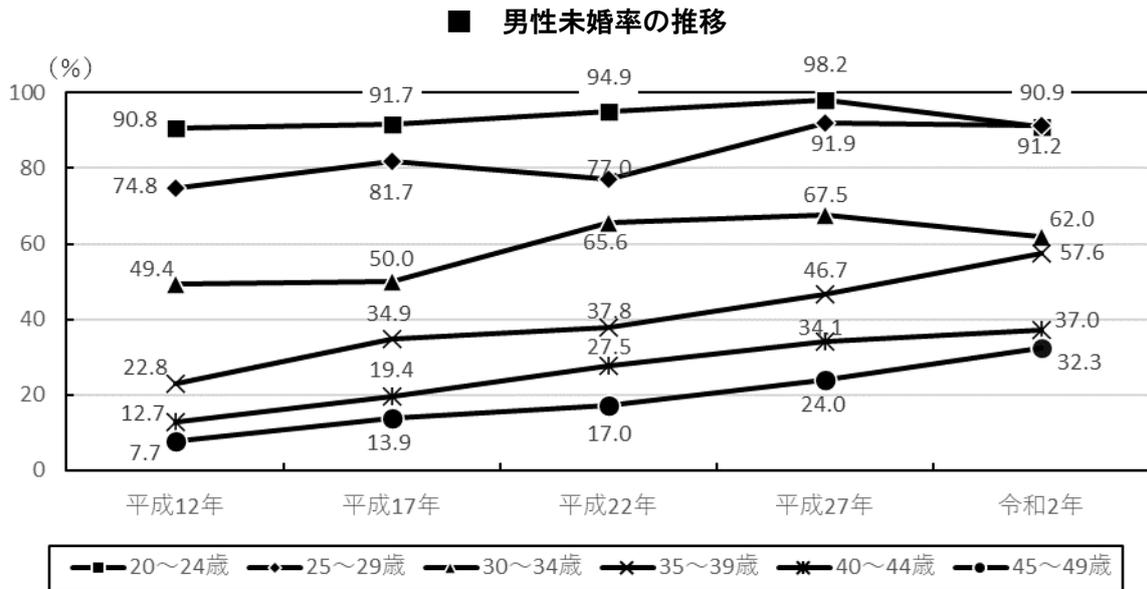
男性の未婚率も、同様に、晩婚化・非婚化の傾向を示しており、20歳代前半を除きいずれの年齢層でも女性に比べて高い数値になっています。



出典：住民基本台帳（1月1日現在）／住民課資料



出典：国勢調査

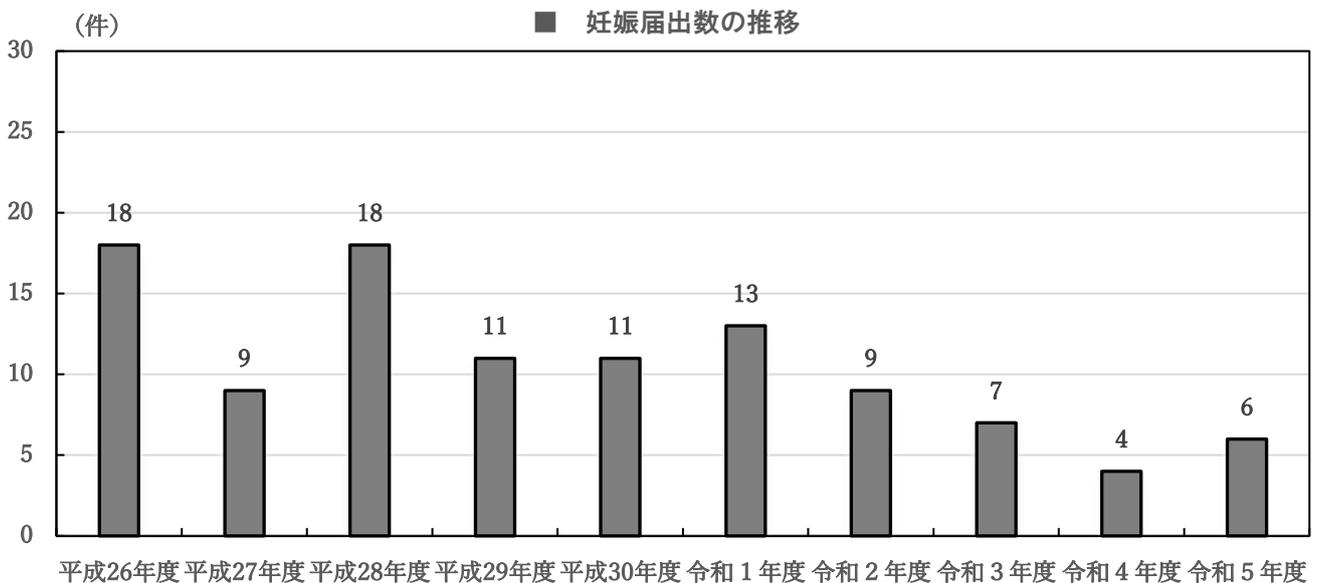


出典：国勢調査

## (4) 妊娠届出状況

### ① 妊娠届出の状況

妊娠届出数は、バラツキはみられるが、減少傾向は続いています。



典：住民福祉課資料

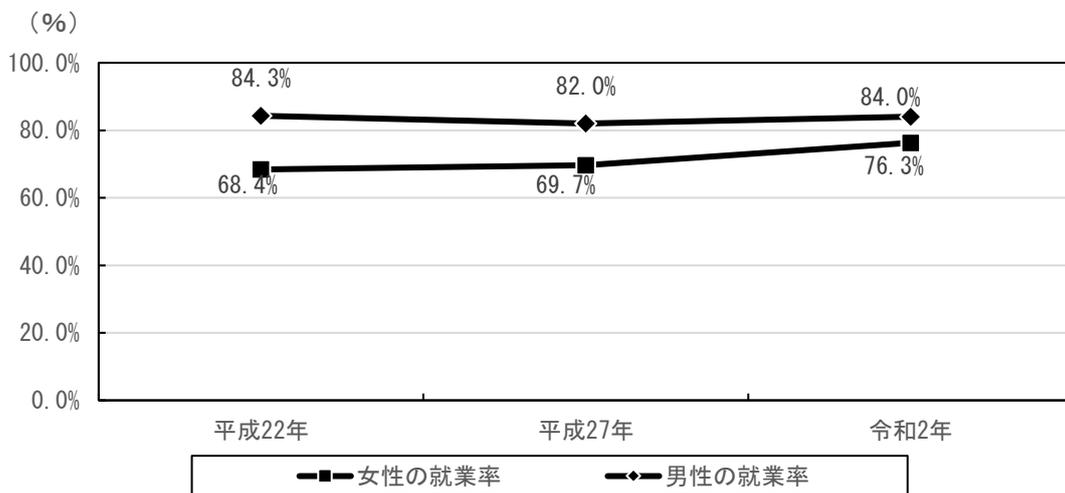
## (5) 就労の状況

### ① 女性の就業率

女性の就業率は、76.3%と増加しています。男性の就業率は、84%で横ばいの状況になっています。

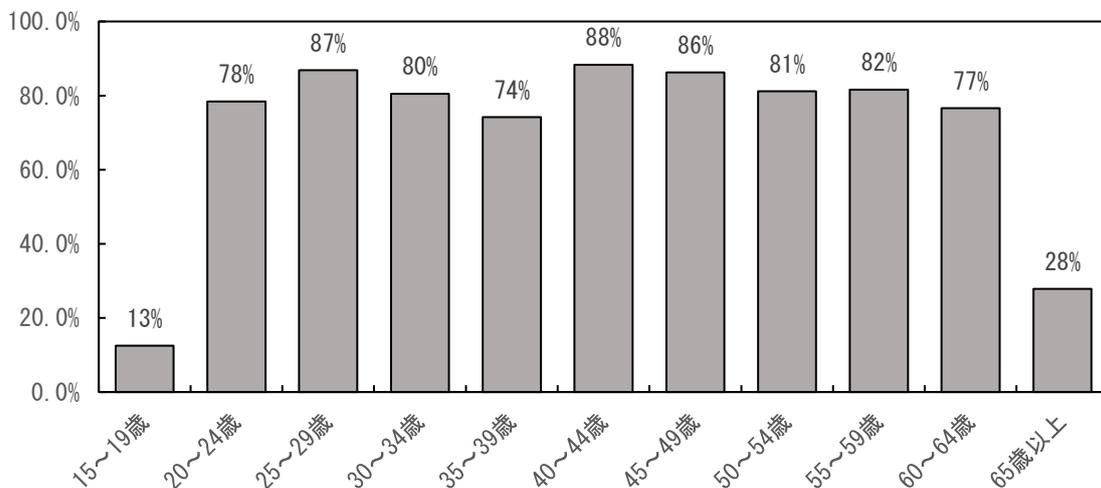
女性の年齢別就業率は、30歳代の子育て期にいったん低くなる、いわゆるM字カーブの傾向がややみられますが、同時期の大きな落ち込みはありません。また、40歳代の就業率が20歳代後半より高い水準にあり、出産・育児により離職しても、再び就労している状況がうかがえます。

■ 生産年齢人口（15～64歳）の就業率の推移



※就業者＝「従業者」と「休業者」を合わせたもの  
出典：国勢調査

■ 女性の年齢別就業率(令和2年度)



出典：国勢調査

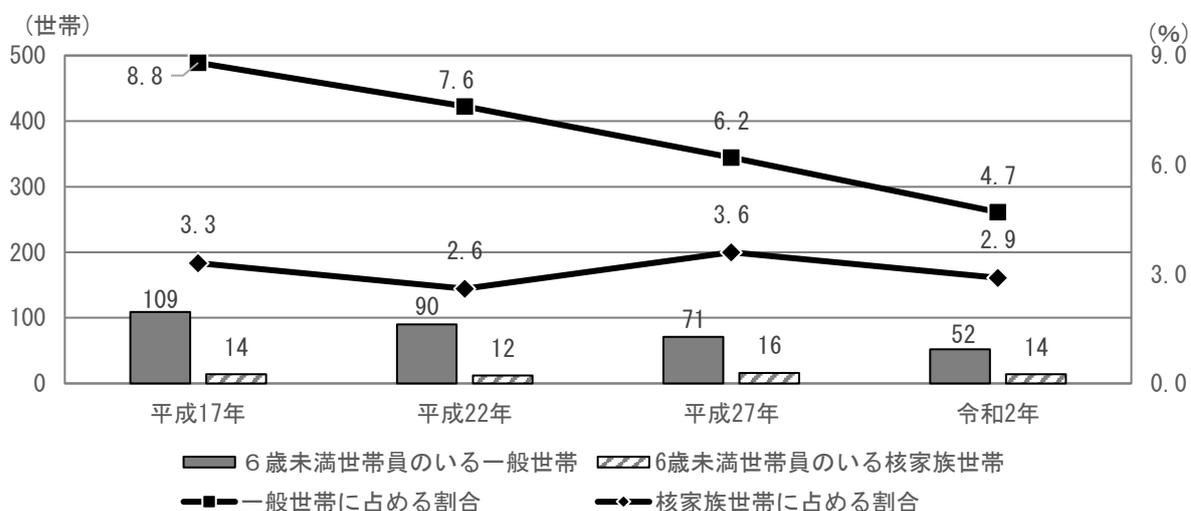
## (6) 子育て家庭の状況

### ① 子どものいる世帯の状況

6歳未満の乳幼児のいる一般世帯数は減少しており、令和2年では、4.7%になっています。乳幼児のいる一般世帯数は減少していますが、乳幼児のいる核家族世帯はほぼ横ばいで推移しています。

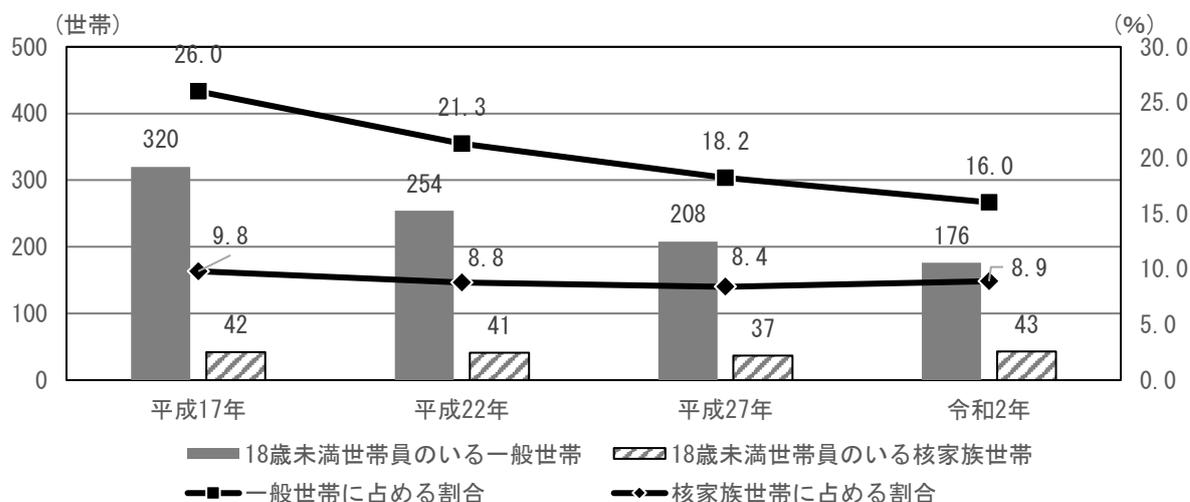
18歳未満の児童のいる一般世帯数も減少しており、令和2年では、16%になっています。児童のいる核家族世帯数は緩やかな減少傾向にあります。

■ 6歳未満の子どものいる世帯の推移



出典：国勢調査

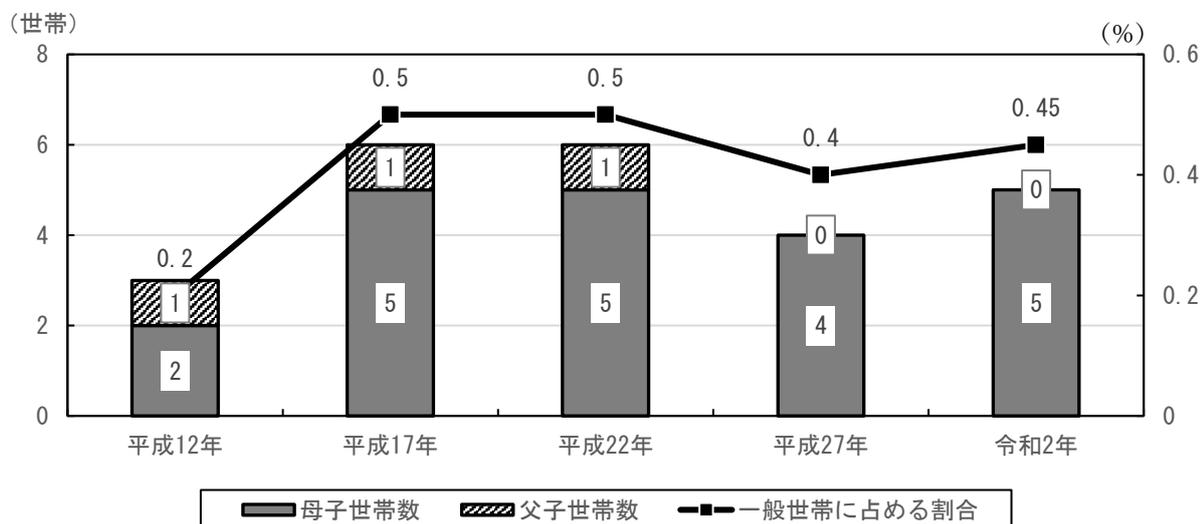
■ 18歳未満の子どものいる世帯の推移



## ② ひとり親世帯の状況

他の世帯員のいないひとり親世帯数は、5世帯前後、全体の1%未満で推移しています。

■ ひとり親世帯の推移



出典：国勢調査

## ③ 子どもの貧困（参考）

全国の子どもの貧困率は、令和3年には11.5%で、約8.7人に1人が貧困状況にあるとされています。

また、子どものいる世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は、令和3年には44.5%で、ひとり親世帯では貧困状況になりやすい傾向があると言えます。

■ 【参考】子どもの貧困率

	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	令和3年
子どもの貧困率 (%)	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5 (旧) 14.0 (新)	11.5 (新)
うち世帯に大人が一人 (%)	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1 (旧), 48.3 (新)	44.5 (新)

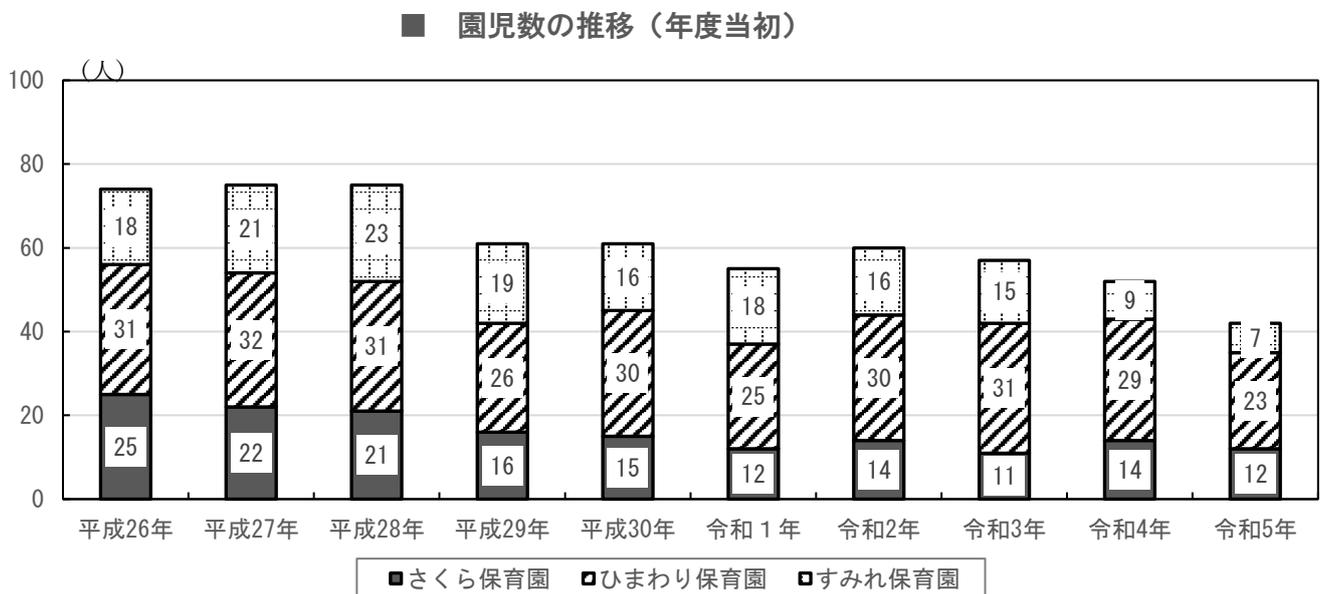
※子どもの貧困率＝貧困線に満たない所得の世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合  
出典：国民生活基礎調査

## 2. 第2期計画の子育て支援施策の評価・課題

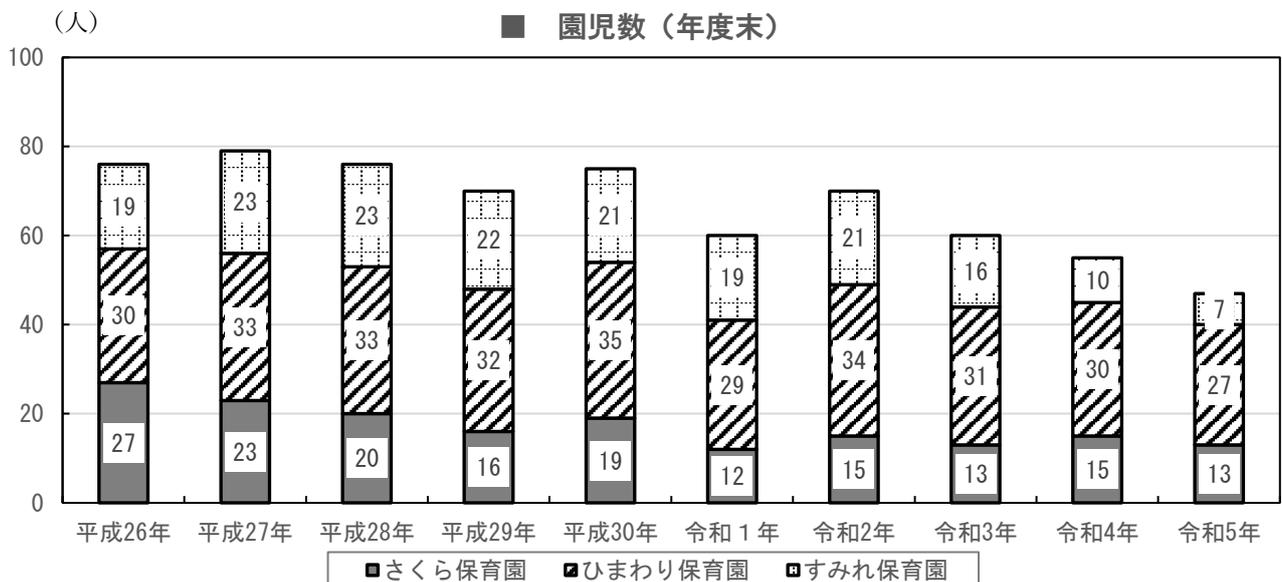
### (1) 保育園等の状況

#### ① 保育園の状況

本村の保育園は、令和5年度まで3か所を開設し、特例保育事業（旧：へき地保育事業）を行っていました。第1期計画期間（平成27年以降）では、0～5歳人口の減少に伴い、園児数全体では減少傾向にありましたが、近年では3歳未満児の年度途中からの利用が増加しています。



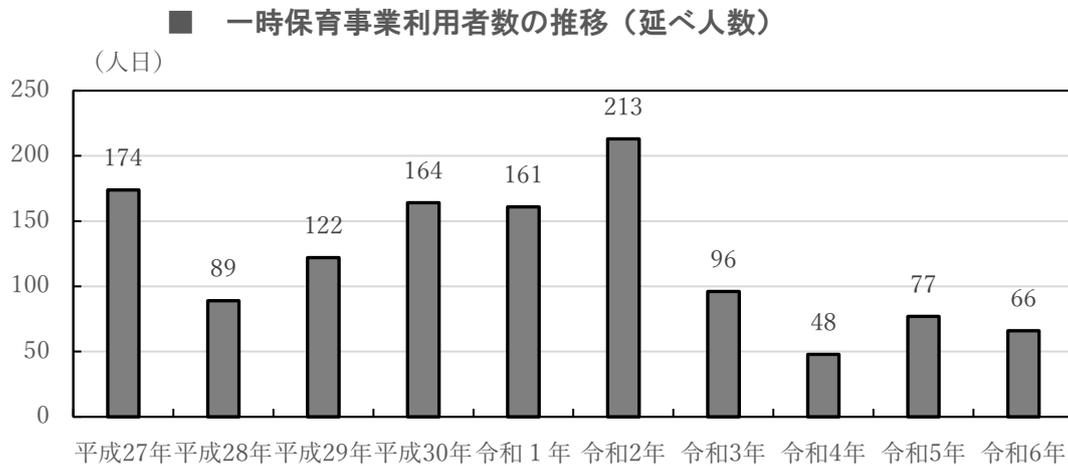
出典：保健福祉課資料



典：保健福祉課資料

## ② 一時保育事業の状況

一時保育事業の利用者は、平成29年～令和2年度までは増加傾向でしたが、令和3年以降は100人日以下の利用となっています。1歳から入園する園児が多いことや出生数の減少が要因と考えられます。



出典：住民福祉課資料

## （2）地域子育て支援拠点事業の状況

### ① 地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業は、令和2年～3年は、コロナ禍により開催を見合わせ、コロナ後は園開放・子育て支援サークルについて再開し実施できました。令和6年度からは、「山添こども園きらり」において実施しています。

■ 地域子育て支援拠点事業の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
園開放 （実施回数）	21	23	21	14	15			10	10	10
園開放 （延べ利用数）	59	48	47	33	23	コロナ禍により未集計		35	20	66
子育て支援サークル （実施回数）	23	23	23	23	22	コロナ禍により未集計		22	24	10
子育て支援サークル （延べ利用数）	170	131	177	155	167	コロナ禍により未集計		141	116	99
離乳食教室 （実施回数）	6	6	6	6	5	コロナ禍以降未実施				
離乳食教室 （延べ利用数）	20	22	34	20	23	コロナ禍以降未実施				

※実施回数は利用があった場合のみ記載

出典：住民福祉課資料

### 3. ニーズ調査の結果

子育てに関する実態を把握するため、令和6年12月1日時点の状況について、村内の0歳から5歳児の保護者、および小学生児童の保護者を対象に、ニーズ調査を実施しました。

#### ■ 就学前児童調査

- 調査対象者：62人
- 有効回答者：36人
- 有効回収率：58.1%

#### ■ 小学生児童調査

- 調査対象者：86人
- 有効回答者：67人
- 有効回収率：77.9%

#### ■ グラフの表示方法

- 設問ごとの集計母数は、グラフ中に「N=\*\*\*」と表記しています。
- 集計結果の百分率(%)は、小数点第2位を四捨五入した値を表記しています。このため、単数回答設問の選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答設問では、当該設問に回答すべき回答者数を母数として選択肢ごとにそれぞれ構成比を求めています。そのため、構成比の合計は通常100.0%にはなりません。
- グラフ中に「前回調査」と表記しているのは、令和1年に実施した調査の結果です。

#### ① 保護者の就労状況

5歳以下の児童のいる家庭では、父親の94.5%が就労しています。

小学生児童のいる家庭では、父親の94.0%が就労しています。

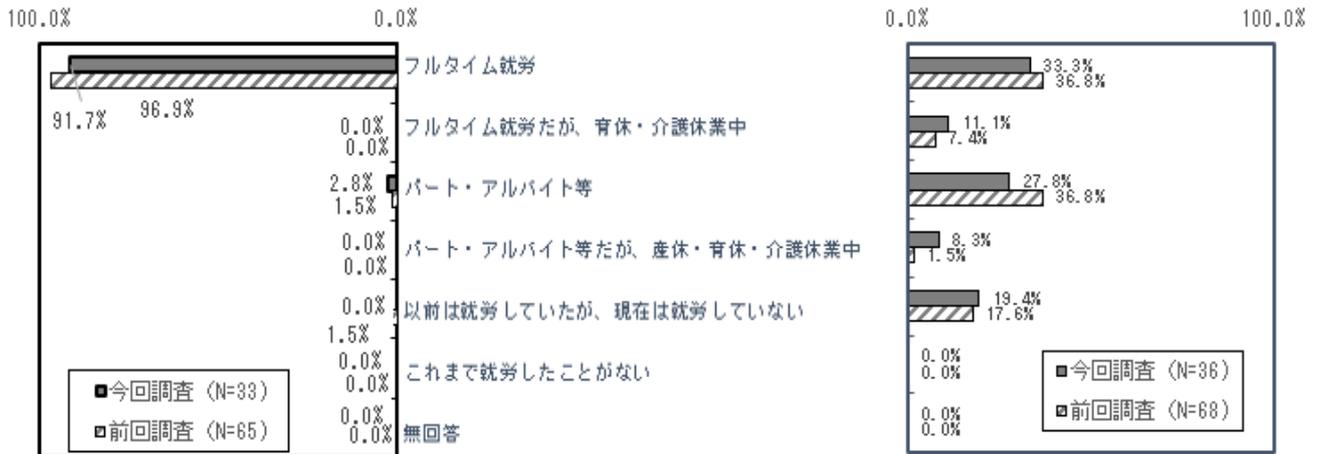
就学前児童のいる家庭の母親では、就労中が61.1%、休業中が19.4%、以前は就労していたが現在就労していない方が19.4%です。

小学生児童のいる家庭の母親では、就労中が80.6%、休業中が12.0%、以前は就労していたが現在就労していない方が4.5%です。

また、就学前児童のいる家庭の母親では、現在就労していない方の85.7%が、今後就職したいと考えています。

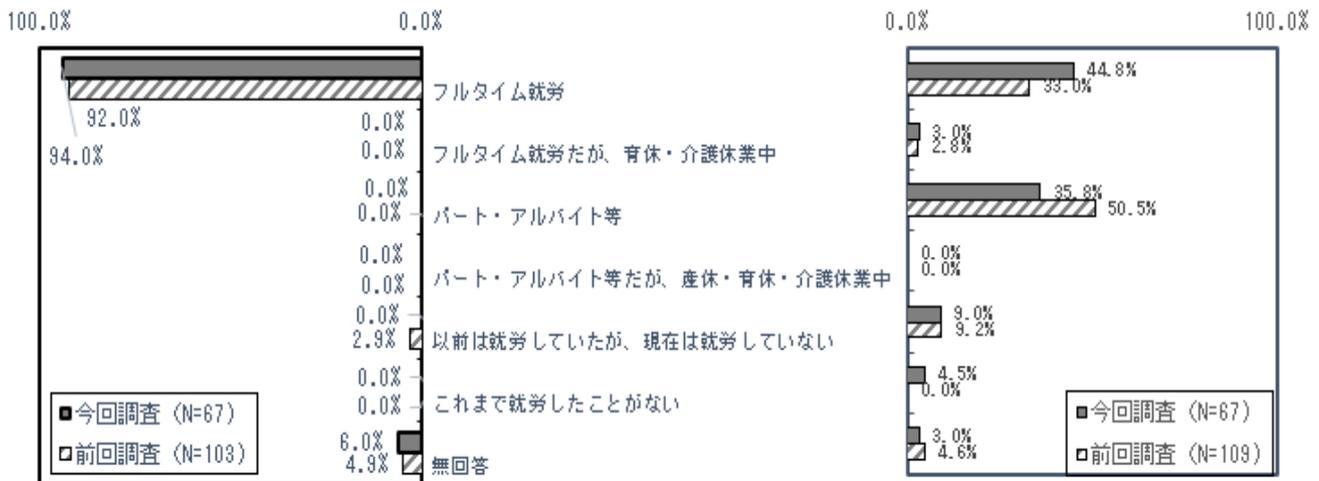
また、小学生児童のいる家庭の母親では、現在就労していない方の33.3%が、今後就職したいと考えています。

■【就学前】父親の現在の就労状況 / 母親の現在の就労状況



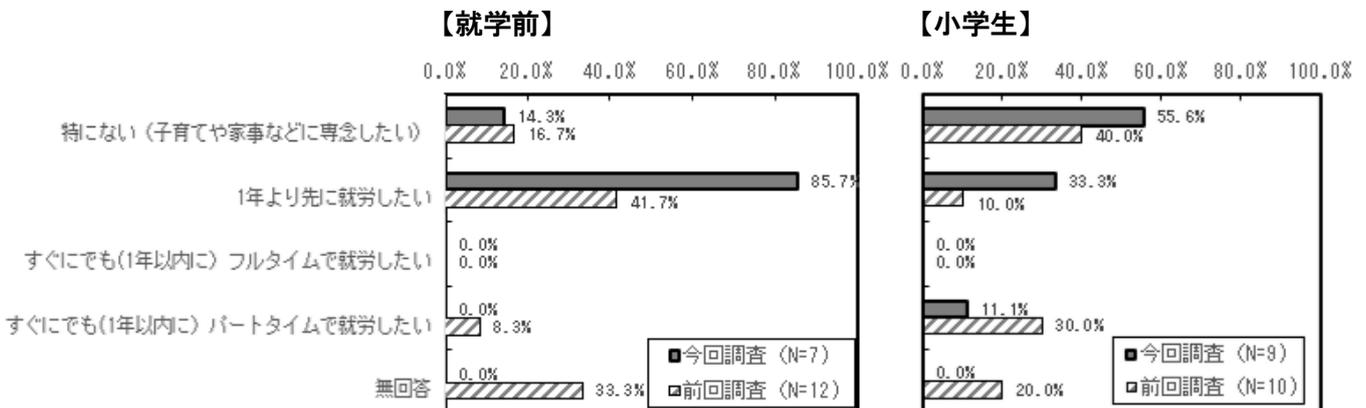
※父親の選択肢には「産休」なし

■【小学生】父親の現在の就労状況 / 母親の現在の就労状況



※父親の選択肢には「産休」なし

■未就労の母親の就労意向



## ② 家庭の状況

就学前児童のいる家庭の家族構成は、両親と子どもと他の同居家族が 55.6%です。また、両親と子どもの核家族は 41.7%、ひとり親と他の同居家族は 2.8%です。

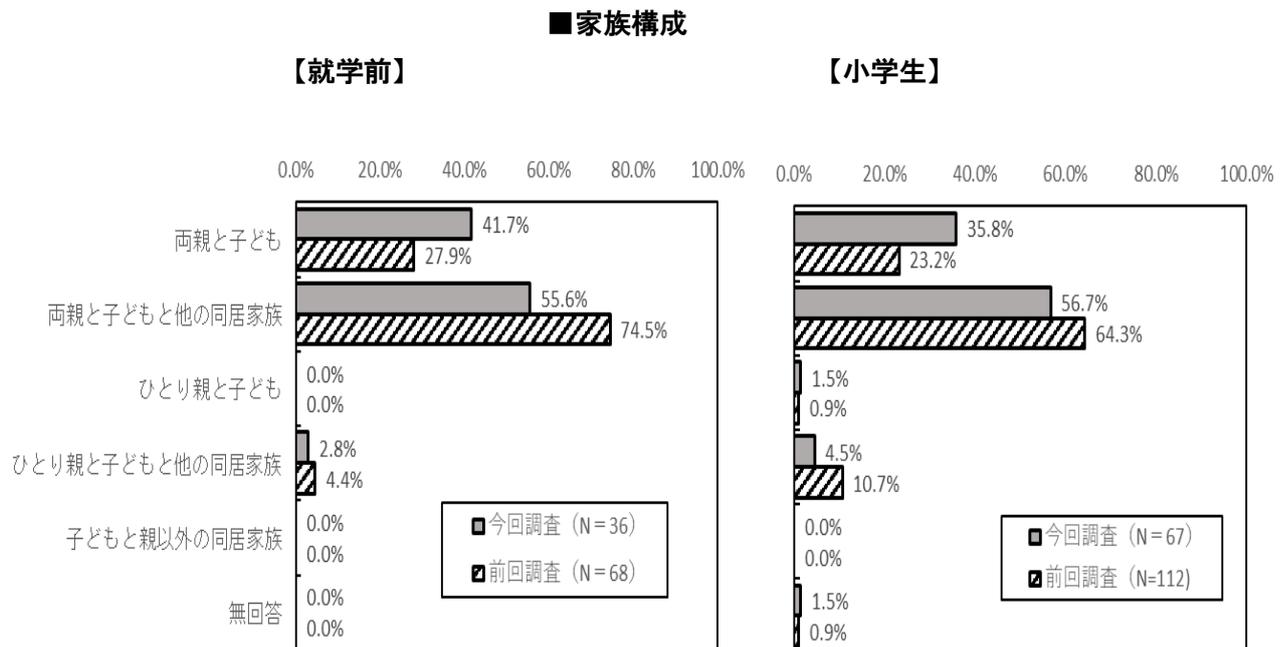
小学生児童のいる家庭の家族構成は、両親と子どもと他の同居家族が 56.7%です。また、両親と子どもの核家族は 35.8%、ひとり親と他の同居家族は 4.5%です。就学前児童のいる家庭とともに前回調査に比べて、核家族の割合がやや増えています。

就学前児童のいる家庭では、父母ともに子育てを行っている家庭が 66.7%、主に母親が行っている家庭が 33.3%です。

小学生児童のいる家庭では、父母ともに子育てを行っている家庭が 71.6%、主に母親が行っている家庭が 23.9%です。

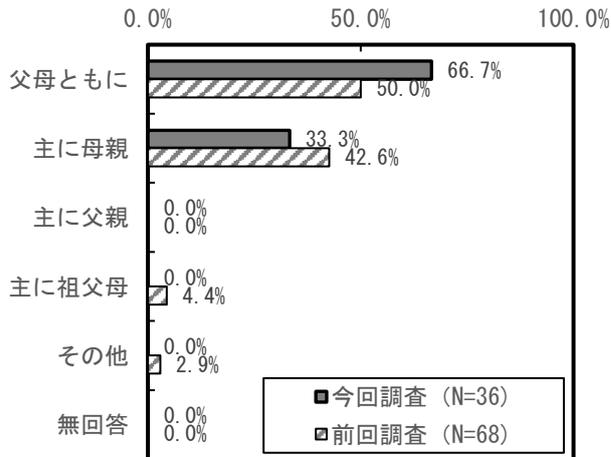
また、就学前児童のいる家庭では、緊急時等に子どもを見てもらえる人のいない家庭が 4.5%あります。

小学生児童のいる家庭でも、緊急時等に子どもを見てもらえる人のいない家庭が 4.5%あります。

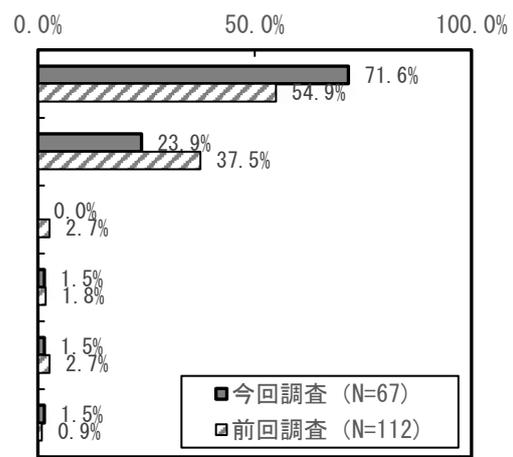


■子育てを主に行っている人

【就学前】

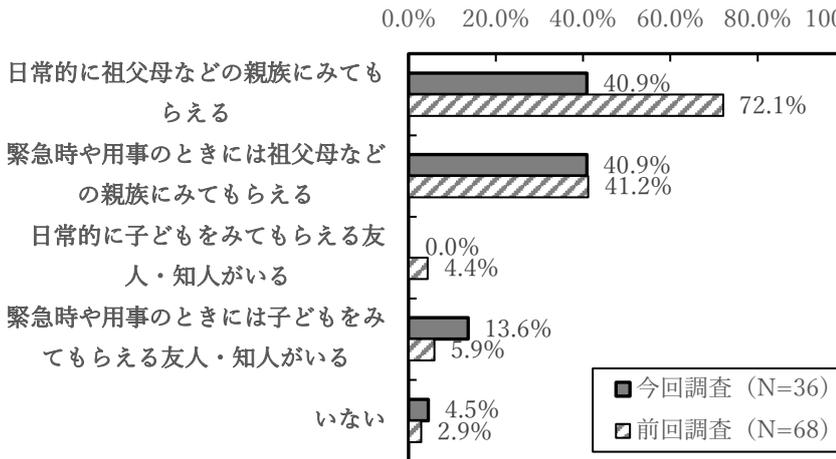


【小学生】

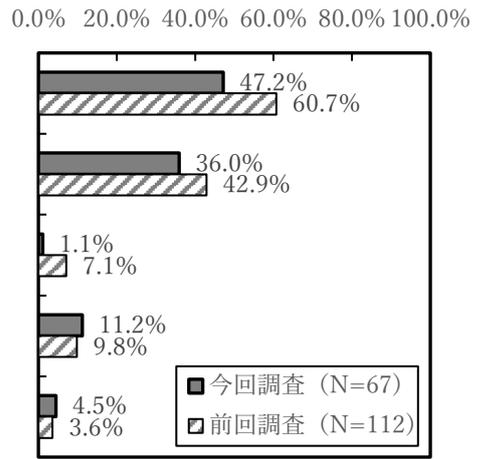


■子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）

【就学前】



【小学生】



### ③ 子育ての相談相手

就学前児童のいる家庭では、相談先は「配偶者」(77.8%)、「同居または近居している、祖父母などの親族」(63.9%)などが多くなっています。

また、「近居していない、祖父母などの親族」(33.3%)、「近居していない、友人や知人」(19.4%)といった、山添村外の親族や知人への相談が一定数あり、「近所の人」(5.6%)よりも多くなっています。

なお、「役場の子育て関連担当窓口」に気軽に相談する人は8.3%です。

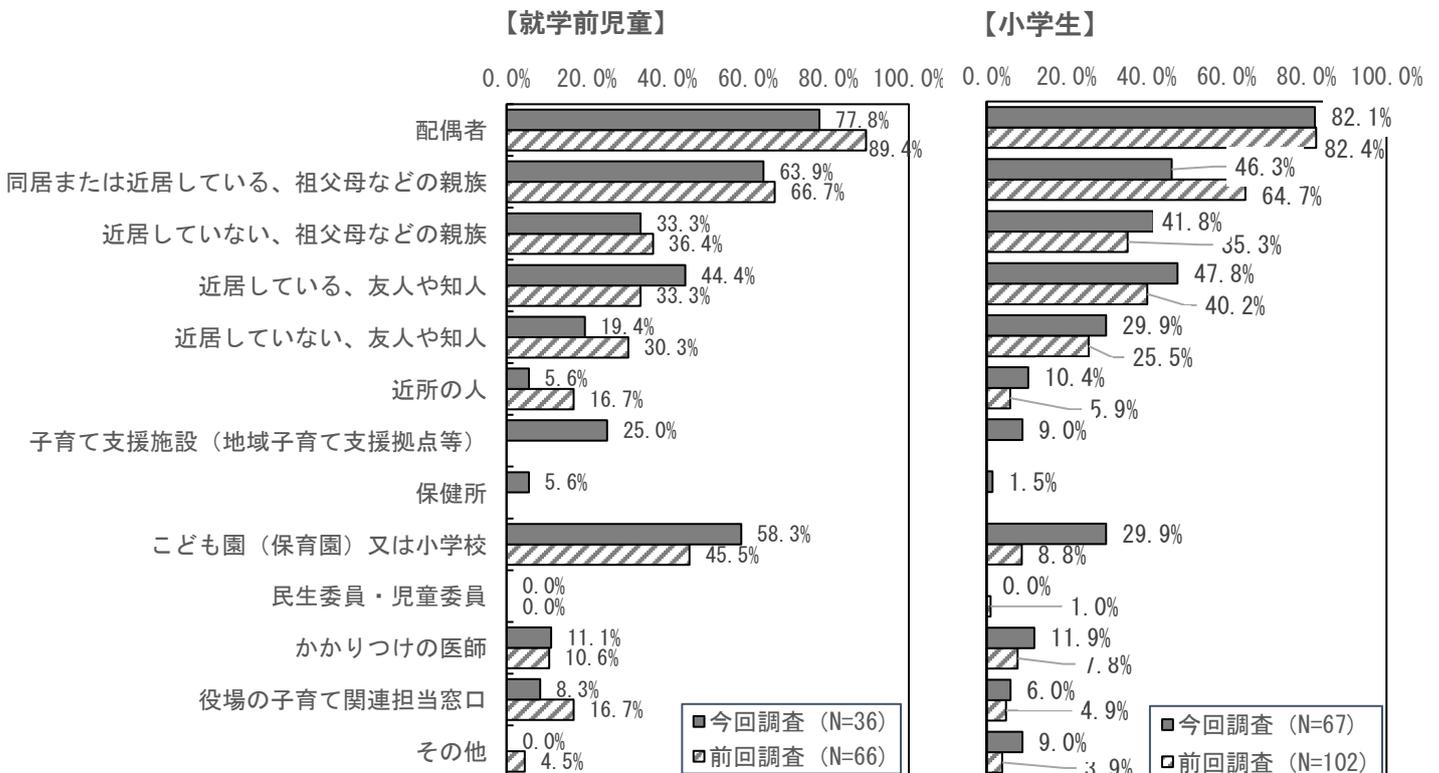
小学生児童のいる家庭でも、相談先は「配偶者」(82.1%)、「同居または近居している、祖父母などの親族」(46.3%)などが多くなっています。

また、「近居していない、祖父母などの親族」(41.8%)、「近居していない、友人や知人」(29.9%)といった、山添村外の親族や知人への相談が同様に一定数あり、「近所の人」(10.4%)よりも多くなっています。

なお、「役場の子育て関連担当窓口」に気軽に相談する人は6.0%です。

※「近居」とは、自動車などを使えばほしい30分以内で行き来できる範囲とします。

■子育てをする上での相談相手（複数回答）

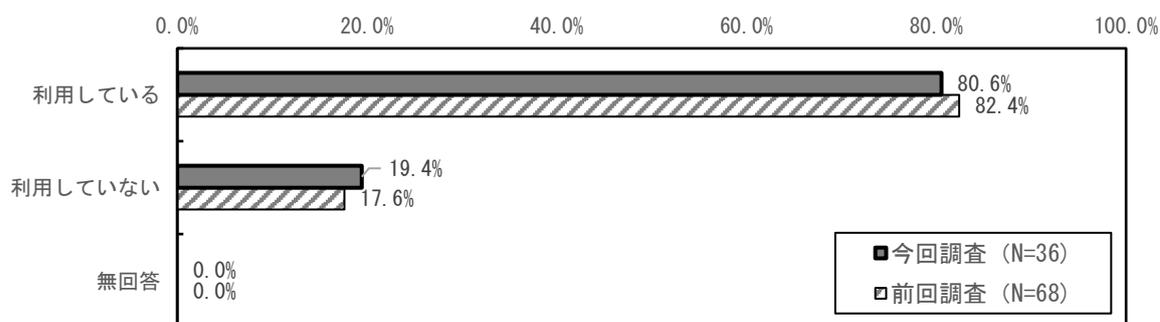


※前回調査時、「子育て支援施設」「保健所」のデータはなし

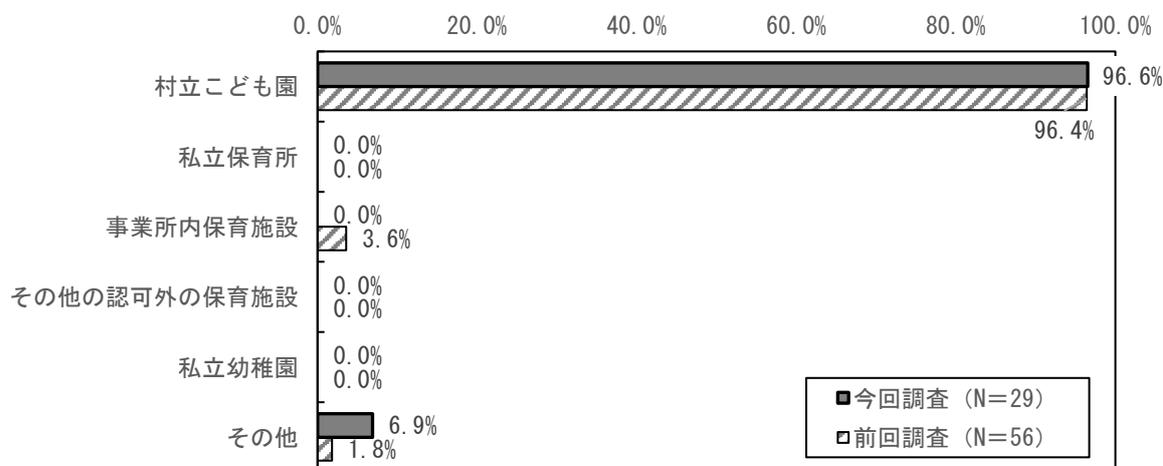
#### ④ 現在利用している教育・保育の事業

就学前児童のいる家庭では、80.6%が平日の定期的な保育事業を利用しています。うち、村立こども園を利用している方が96.6%で大半を占めています。

■【就学前】平日の定期的な保育事業の利用

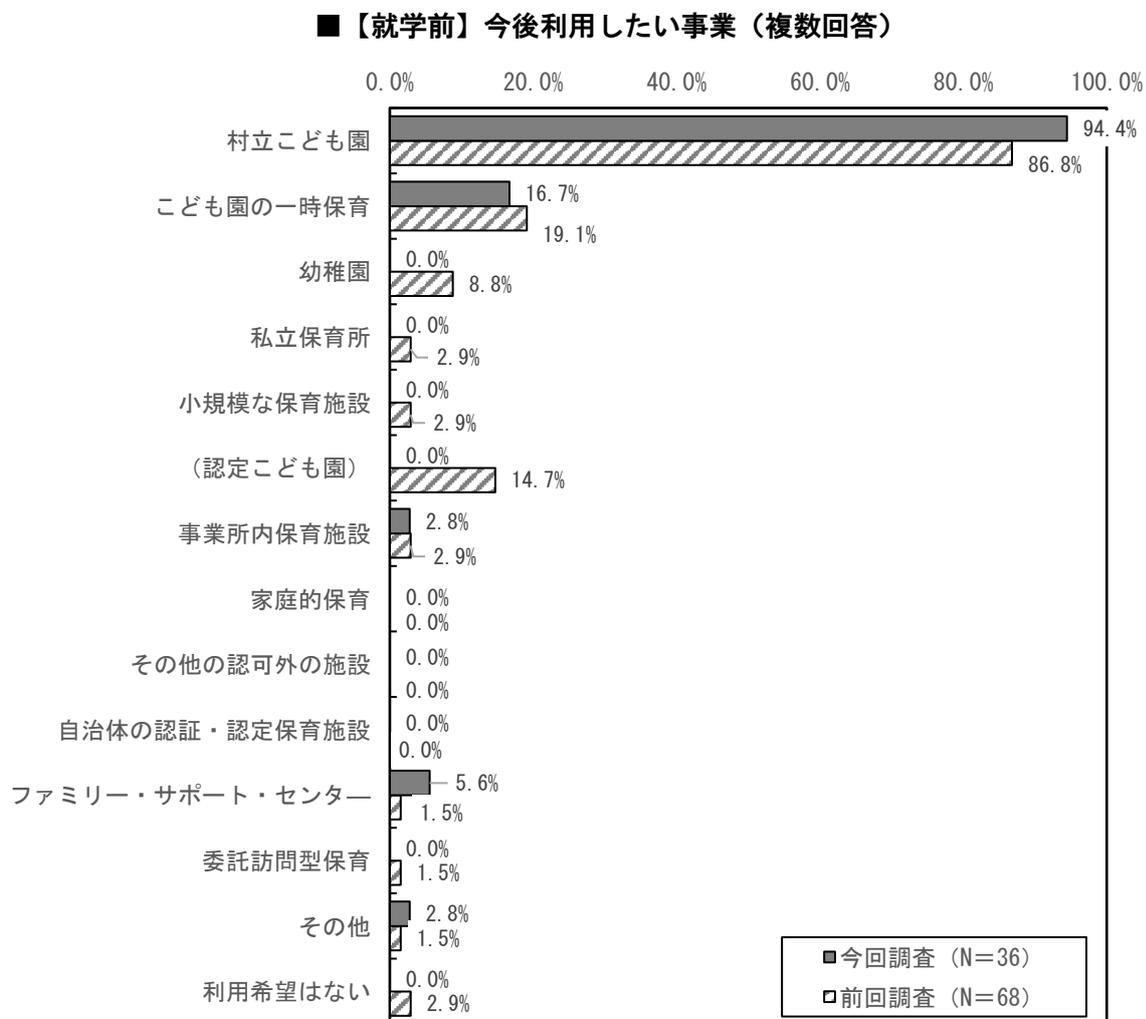


■【就学前】利用している保育の事業（複数回答）



## ⑤ 今後利用したい教育・保育の事業

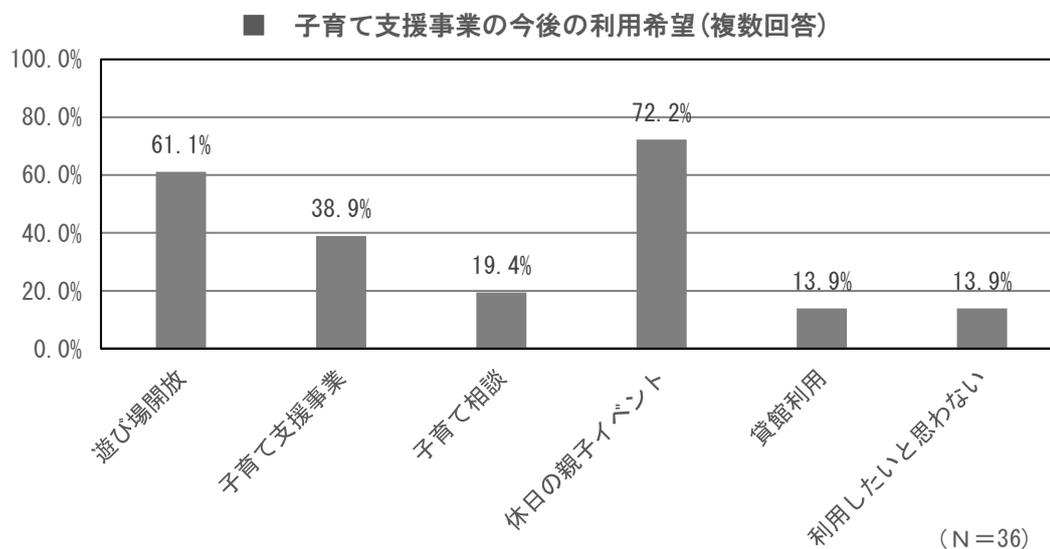
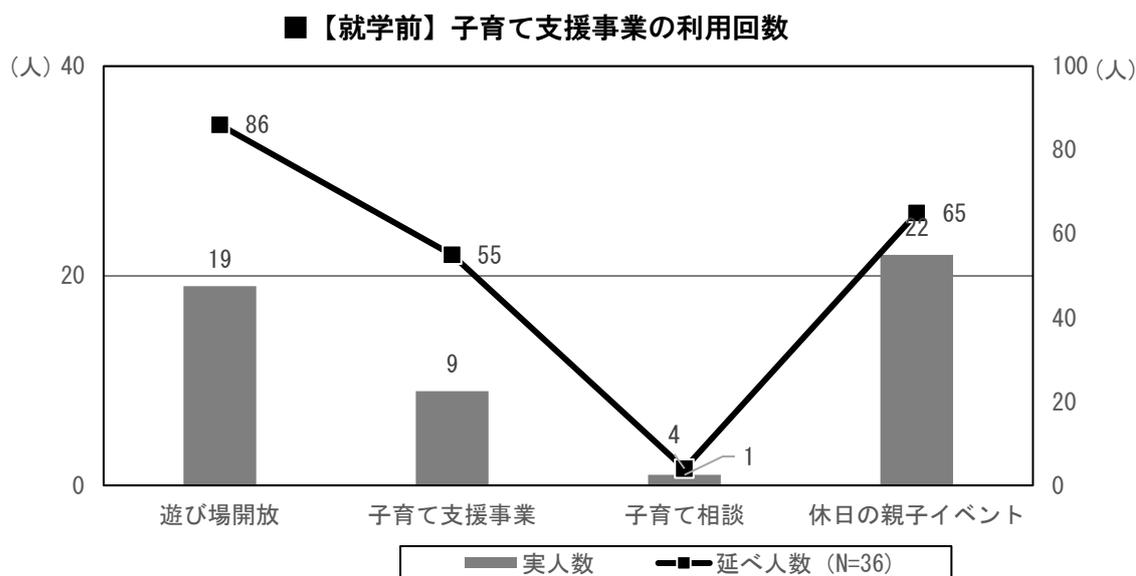
就学前児童のいる家庭では、今後、村立こども園を利用したい方が94.4%、こども園の一時保育を利用したい方が16.7%おられます。



## ⑥ 子育て支援事業の利用

就学前児童のいる家庭では、なんらかの子育て支援事業を利用していると回答した方が77.8%おられます。

また、今後、従来以上になんらかの利用を希望する方は97.2%となっております。



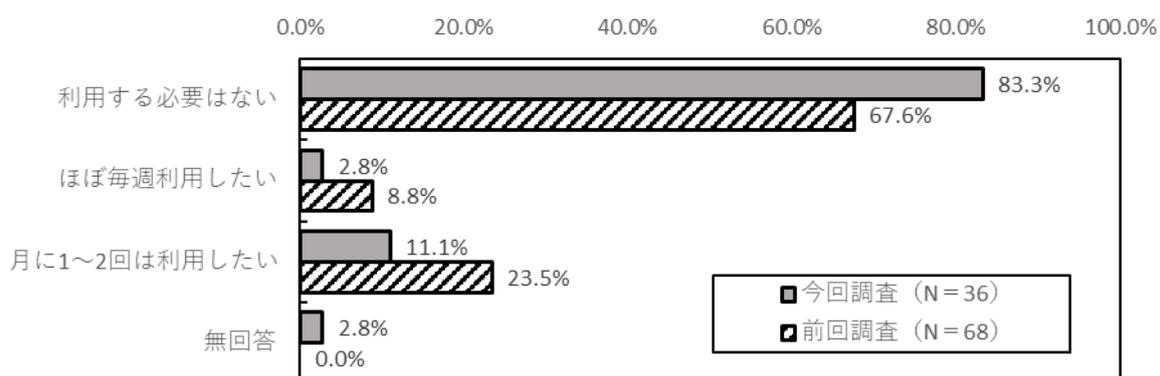
※グラフの子育て支援事業とは、てんくる広場や園開放のこと

## ⑦ 土曜・休日の定期的な保育事業の利用

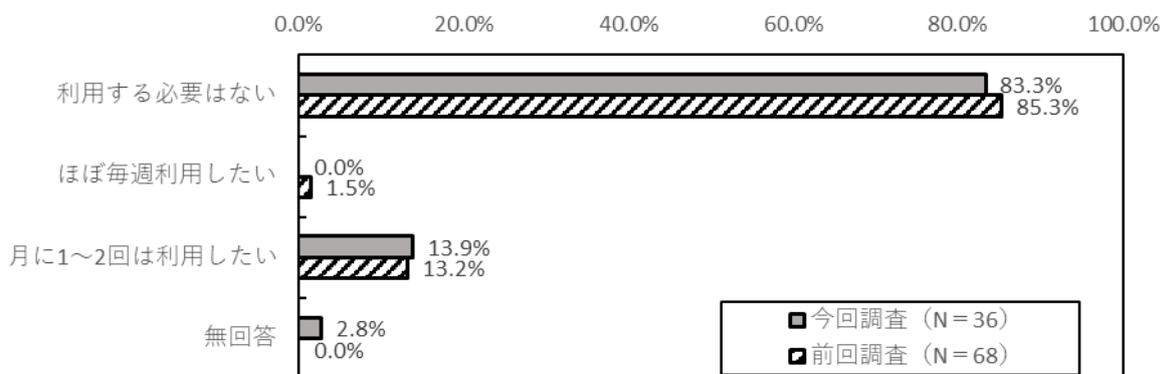
就学前児童のいる家庭では、土曜日に定期的な保育事業の利用を希望する方は月に1～2回が11.1%、ほぼ毎週が2.8%おられます。前回調査に比べて、減少している傾向が見られます。

また、日曜・祝日に、定期的な教育の利用を希望する方は月に1～2回が13.9%で。前回調査に比べて、大きな差はありませんでした。

■【就学前】土曜日の定期的な保育事業の利用希望



■【就学前】日曜・祝日の定期的な保育事業の利用希望

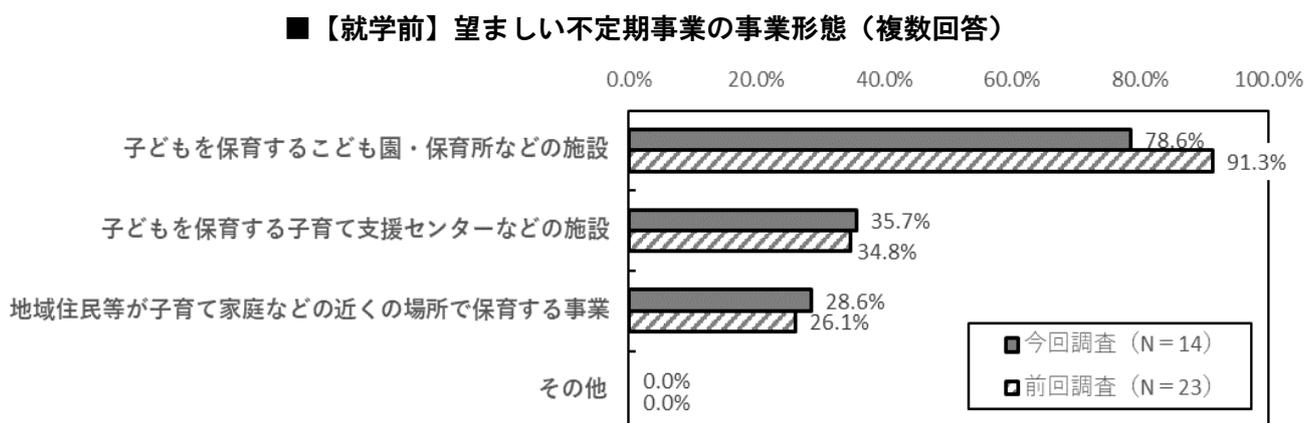
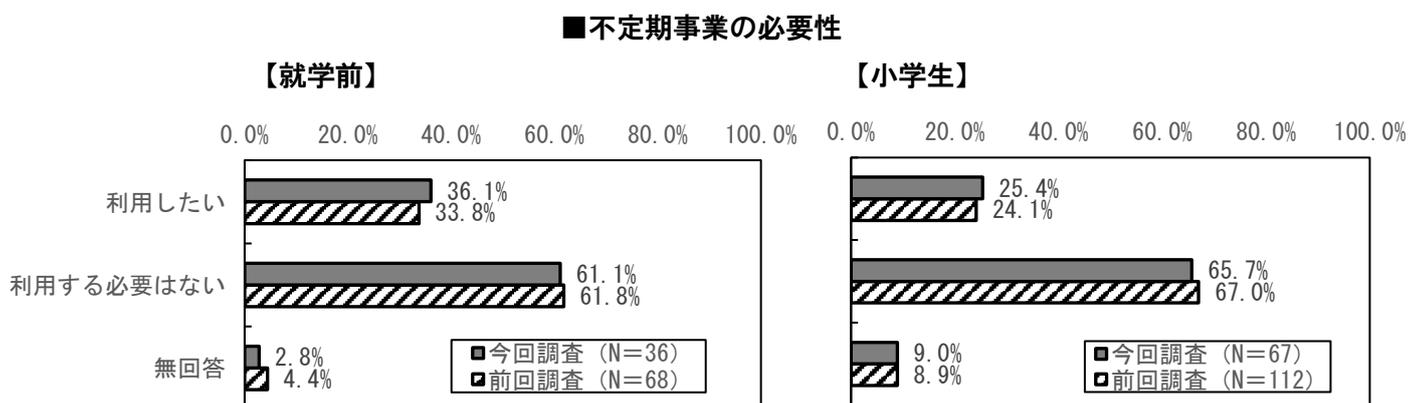




## ⑨ 不定期の保育の利用

就学前児童のいる家庭では、不定期の保育の利用を希望する方が 36.1%おられます。前回調査に比べて、傾向に大きな差はありません。また、利用を希望する事業形態は、子どもを保育することも園・保育所などが約 8 割となっています。

小学生児童のいる家庭では、不定期の保育の利用を希望する方が 25.4%おられます。



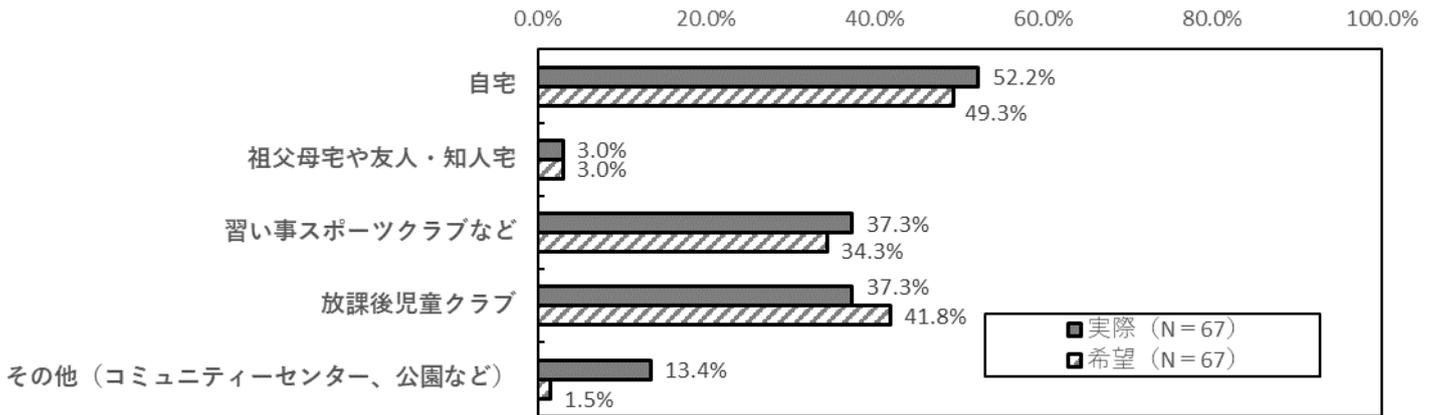
※前回のアンケートでは、こども園の記述はなし。

## ⑩ 放課後の過ごし方

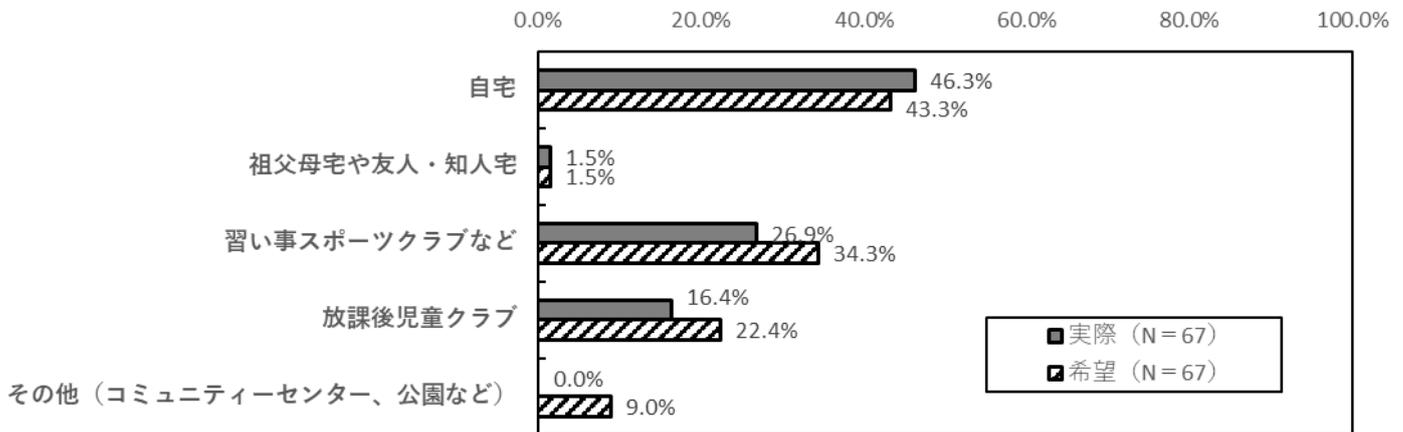
小学生児童のいる家庭では、低学年で 52.2%が自宅、37.3%が放課後児童クラブで、週に 1 日以上を過ごしています。希望の過ごし方も実際と大きくは異なりませんが、習い事・スポーツクラブなどで過ごしたい方が実際よりもやや多いです。

高学年で 46.3%が自宅、26.9%が習い事・スポーツクラブなどや放課後児童クラブで、週に 1 日以上を過ごしています。希望の過ごし方は、実際よりも自宅で過ごしたい方は少ないです。

■【小学生】小学校低学年の放課後の過ごし方の実際と希望（複数回答）



■【小学生】小学校高学年の放課後の過ごし方の実際と希望（複数回答）

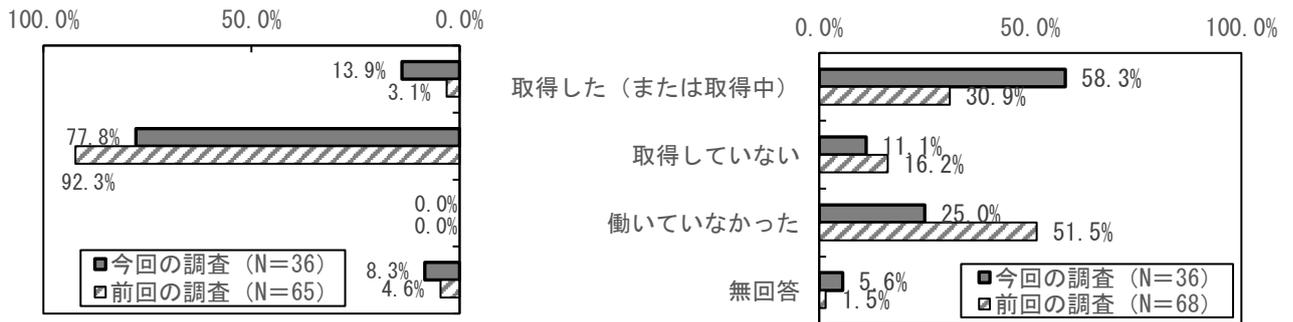


⑪ 育児休業の取得状況

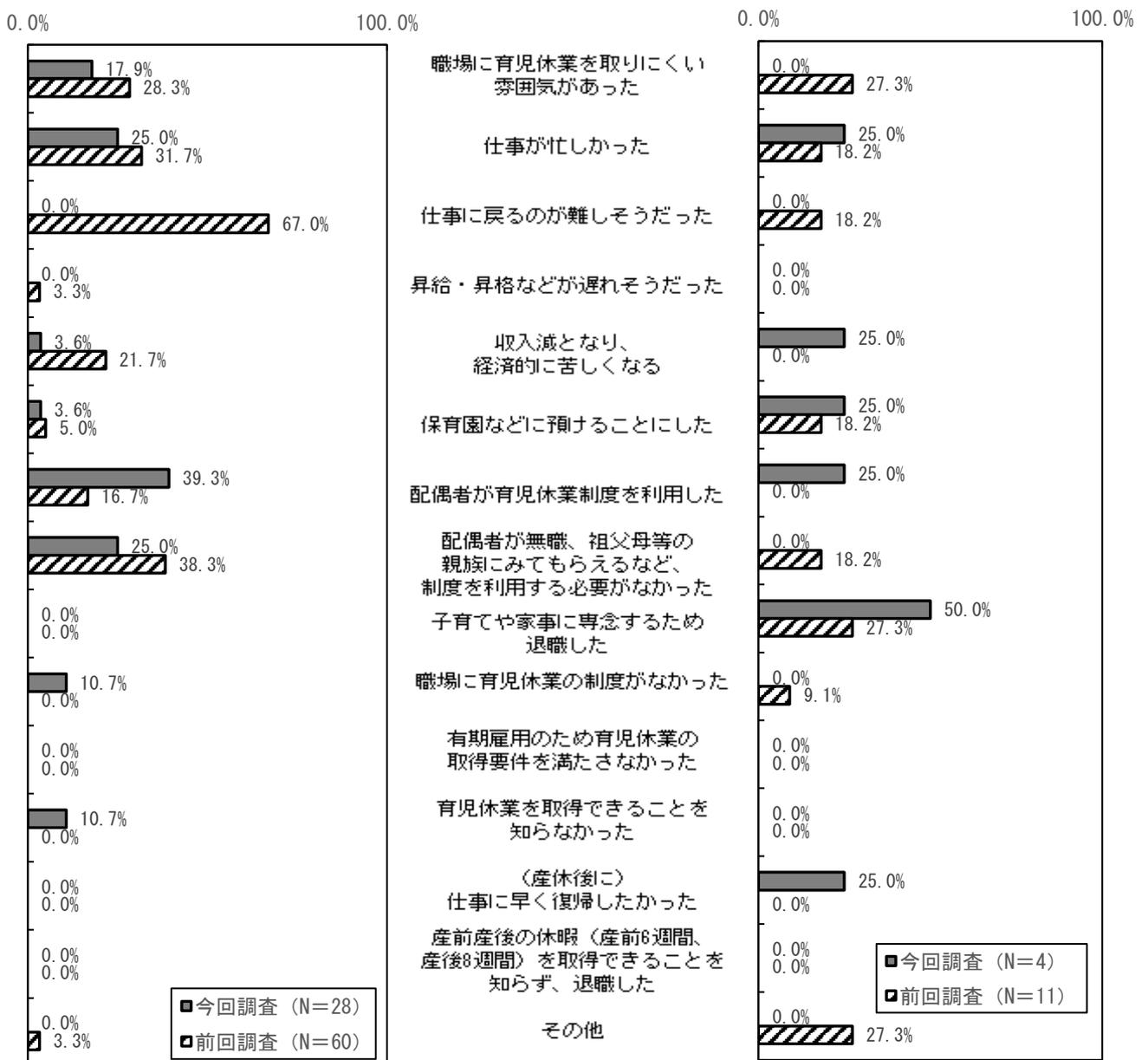
就学前児童のいる家庭では、育児休業を取得した父親は 13.9%、母親は 58.3%です。働いていなかった母親は 25.0%となっています。前回調査に比べて、育児休業を取得した母親が約 27%増加しています。

父親が育児休業を取得しなかった理由は、「配偶者が育児休業制度を利用した」(39.3%)、「仕事が忙しかった」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」などが多くなっています。前回調査に比べて、「制度を利用する必要がなかった」、「仕事が忙しかった」が約 7%減少、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が約 10%減少しています。母親が育児休業を取得しなかった理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」(50.0%)が多く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」は 0%であった。

■【就学前】父親の育児休業の取得 / 母親の育児休業の取得



■【就学前】父親が育児休業を取得していない理由 / 母親が育児休業を取得していない理由 (複数回答)



## ⑫ 仕事と子育ての両立

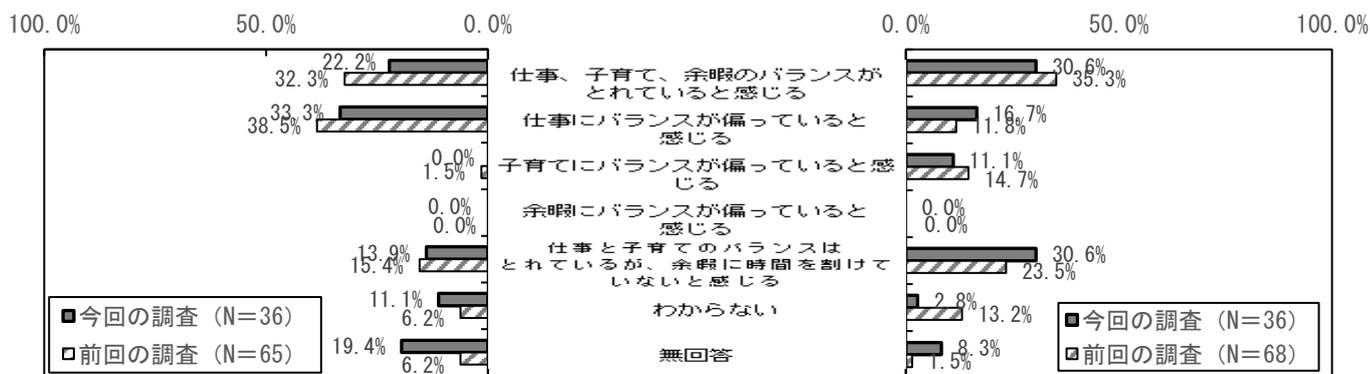
就学前児童のいる家庭では、「仕事、子育て、余暇のバランスがとれていると感じる」父親は22.2%で、33.3%が「仕事にバランスが偏っていると感じる」、13.9%が「仕事と子育てのバランスはとれているが、余暇に時間を割けていないと感じる」となっています。

母親では、「仕事、子育て、余暇のバランスがとれていると感じる」30.6%で、「仕事と子育てのバランスはとれているが、余暇に時間を割けていないと感じる」も30.6%で同割合でした。「子育てにバランスが偏っていると感じる」と答えた方は11.1%となっています。

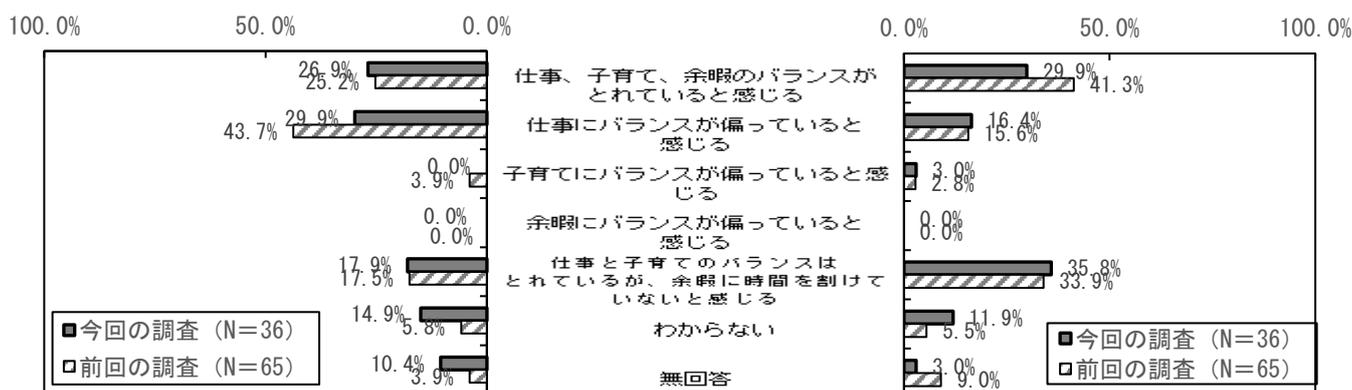
小学生児童のいる家庭では、「仕事にバランスが偏っていると感じる」父親は29.9%、26.9%が「仕事、子育て、余暇のバランスがとれていると感じる」でした。17.9%は「仕事と子育てのバランスはとれているが、余暇に時間を割けていないと感じる」となっています。

母親では「仕事と子育てのバランスはとれているが、余暇に時間を割けていないと感じる」35.8%で「仕事、子育て、余暇のバランスがとれていると感じる」29.9%を上回っています。

### ■【就学前】父親の仕事・子育て・余暇のバランス / 母親の仕事・子育て・余暇のバランス



### ■【小学生】父親の仕事・子育て・余暇のバランス / 母親の仕事・子育て・余暇のバランス



### ⑬ 子育ての情報入手

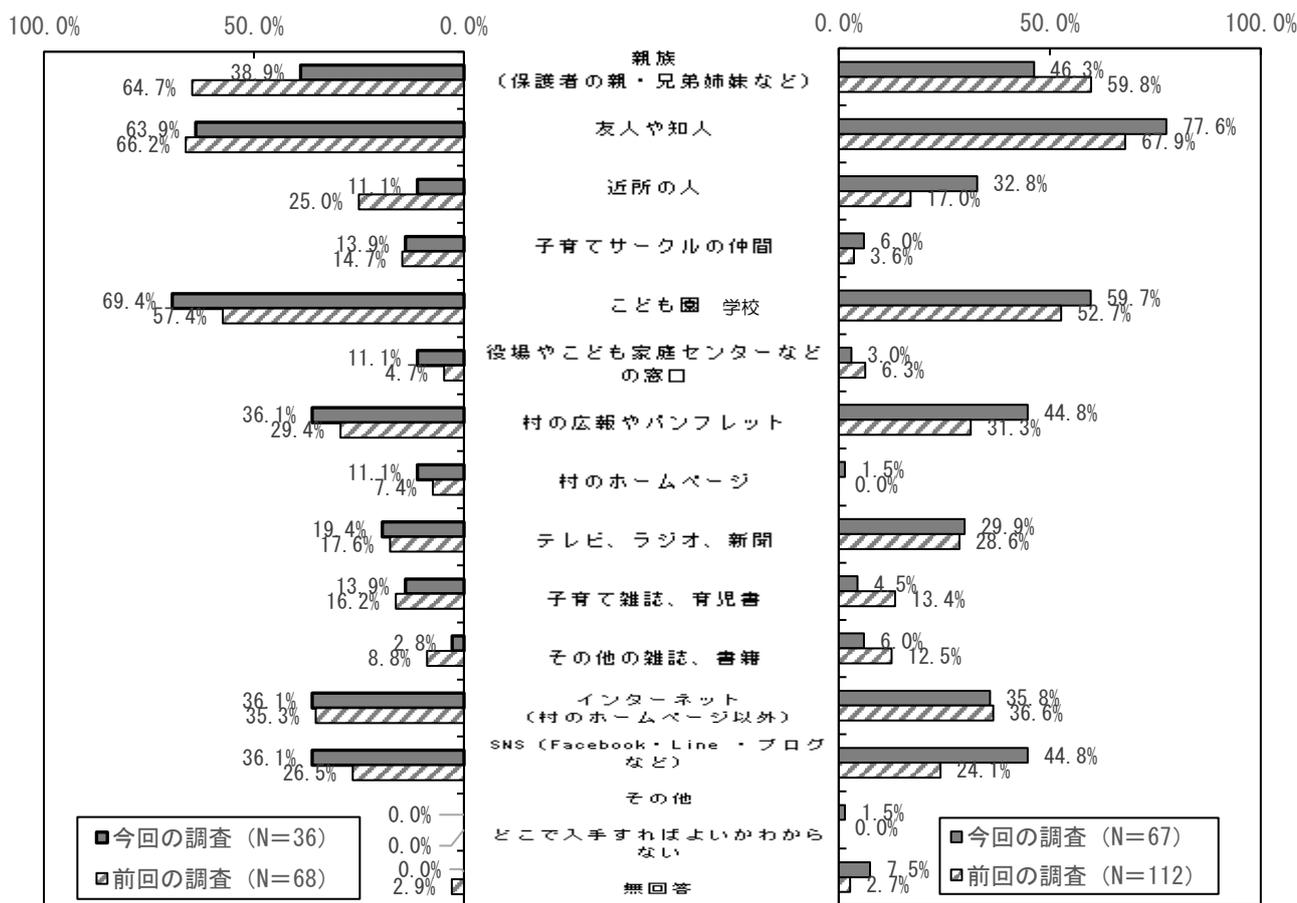
5歳以下の児童のいる家庭では、「こども園」(69.4%)、「友人や知人」(64.9%)が多い傾向にあります。

その他の情報の入手先としては、「村の広報やパンフレット」、「インターネット」「SNS」が36.1%と一定数あります。なお、「役場や村の機関などの窓口」から情報を入手している方は11.1%です。

小学生児童のいる家庭でも、「友人や知人」(77.6%)、「学校」(59.7%)が多い傾向にあります。

その他の情報の入手先としては、「村の広報やパンフレット」、「SNS」が44.8%と一定数あります。なお、「役場や村の機関などの窓口」から情報を入手している方は3%です。

■子育てについての情報の入手手段（複数回答）



## 第3章 計画の基本方向

## 1. 計画の基本理念

第2期計画においては、「基本理念」「基本方針」「基本目標」を設定し、その達成に向けて施策を推進してきました。これらの基本方向は、第3期計画においても、山添村において子ども・子育て支援を推進する方針として大きな変更はないため、基本的には第2期計画の基本理念を引き継ぎます。

子どもは、将来の山添村を支える宝です。子育ては家族、地域、行政が一体となった取り組みが不可欠です。子育て支援をさらに充実させるとともに、子どもを産み育てやすい環境づくりをしていくことにより、村全体が子どもの笑顔にあふれ、活気づいていくことに願いを込めています。

～子どもの笑顔があふれるむら やまぞえ～

## 2. 計画の基本方針

第3期計画においても、山添村において子ども・子育て支援を推進する方針に大きな変更はないため、基本的には第2期計画の基本方針を引き継ぎます。

次の、4つの基本方針をもとに、本村における子ども・子育て支援を推進することとします。

- ① すべての子どもに笑顔があふれる村を目指します。
- ② すべての保護者が安心し、喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできる村を目指します。
- ③ すべての家族が協力して子育てをすることのできる村を目指します。
- ④ すべての地域の人びとが子育てを支える村を目指します。

### 3. 計画の基本目標

4つの基本方針に基づいた7つの基本目標を設定し、その達成に向けた施策を推進します。

ただし、第2章で検討した、人口等の子育てをめぐる環境の変化、第2期計画の施策の評価と課題、ニーズ調査の結果を踏まえ、第3期計画期間中に特に推進すべきと考えられる施策を、次の【重点施策】として設定し、重点的に取り組みます。

- ① 次代を担う子どもの育ちの支援
- ② 地域における子育て支援の推進  
【重点施策 1】 こども家庭センターの運営
- ③ 子育てしやすい環境づくりの推進  
【重点施策 2】 近隣市町村との連携の推進
- ④ 子どもの権利を尊重する社会づくりの推進  
【重点施策 3】 支援の必要な子ども・家庭への支援
- ⑤ 子育て家庭を支える地域の環境の充実
- ⑥ 質の高い教育・保育の総合的な提供  
【重点施策 4】 子育て世代の需要に応える教育・保育環境の充実
- ⑦ 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援

#### (1) 第3期計画での重点的な取り組み

##### ① こども家庭相談センターの運営

令和6年度にこども家庭相談センターをこども園内に設置しました。こども家庭相談センターを拠点に妊娠・出産・子育てに関する相談をしやすい環境を整えるとともに、保育教諭・保健師等が関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。

- 妊娠・出産・子育てに関する各種相談の実施
- 発達等で課題のある子どもへの早期相談・早期療育の推進
- 心身の不調や育児不安がある妊婦・保護者などを対象に支援プランを作成
- 保育園・教育委員会・医療機関・児童相談所・福祉機関などの関係機関との連携

## ② 近隣市町村との連携の推進

本村は、平成27年3月に天理市、川西町、三宅町、田原本町と『大和まほろば広域定住自立圏』の形成協定を締結し、さらに令和元年10月には、三重県伊賀市、京都府笠置町、南山城村と『伊賀・山城南・東大和定住自立圏』の形成協定を締結しています。令和6年10月には、『伊賀・山城南・東大和定住自立圏』に名張市が加わり、連携体制がより強化されました。

定住自立圏の締結に伴い伊賀市で行われている「病児保育事業」について、本村の住民が伊賀市市民と同様の条件で利用できるようになっていました。また、「救急・健康相談ダイヤル24」を共同で開設し、妊娠・出産・育児の相談をはじめ、心身の症状への対処方法やメンタルヘルス等への相談に24時間対応できます。今後もより良い子育て支援体制構築のため近隣市町村と連携していくとともに周知啓発を進めていきます。

- 子育てに関する情報、イベント等の情報共有
- 子育て支援体制の構築

## ③ 支援の必要な子ども・家庭への支援

すべての子どもが心身ともに健やかに、夢や希望を持って安心安全に成長する姿を見守る環境づくりを進めます。

特に、子育て家庭が育児や経済的不安をかかえて孤立することのないよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化し、困難をかかえる子育て家庭を早期の段階で支援につなぎ、家庭に寄り添った切れ目のない支援を行います。

- 虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期発見し、関係機関と連携して、適切な支援を図る。
- 子育てにかかる経済的負担軽減のための各種手当や制度の周知  
(子ども・次世代応援医療費助成事業、児童手当、生活保護、就学支援制度など)
- ひとり親家庭を対象とした県主催の就労支援に関する情報提供

#### ④ 教育・保育環境の充実

本村では、平成 18 年に村内 6 か所の保育園を 3 園に統合、併せて園区を廃止し保護者の利便性を重視しながら、地域の身近な保育園として運営してきました。さらに令和 6 年度には、3 園を統合しこども園を開設しました。

第 3 期計画期間においては、こども園の教育・保育方針を基に英語教育・体操等外部教師を受け入れ指導を受けるとともに小学校との連携を強化しながら教育・保育環境を充実していけるよう検討していきます。

##### (参考) こども園の教育・保育方針

- ひとりひとりに寄り添い、心身ともに健康で、いきいきした子どもを育てる
- 様々な体験を通して、考える力、探究心を育て、挑戦しようとする心を育む
- 食育の取り組みを通して、生涯にわたり健康で質の高い生活を送る基礎を養う
- 身近な自然や様々な環境に興味や関心をもって関わり、豊かな感性を育む
- 人の話を聞き、自分の思いを言葉で伝えられる力を培う

## 第4章 計画の展開

# 1. 教育・保育施設の展開

## (1) 教育・保育の量の見込み

令和7年度から令和11年度までの推計人口（児童数）をもとに、1号認定（3歳以上・教育利用）、2号認定（3歳以上・保育利用）、3号認定（3歳未満・保育利用）ごとの利用を見込んでいます。

### ■ 量の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（1号認定）	5	5	3	3	3
量の見込み（2号認定）	31	18	21	16	16
量の見込み（3号認定）	8	9	10	10	10
合計	44	32	34	29	29

### ■ 推計人口（児童数）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児（人）	5	5	5	5	5
1・2歳児（人）	14	14	10	10	10
3～5歳児（人）	29	23	24	19	19
6～8歳児（人）	39	37	34	29	23
9～11歳児（人）	39	42	38	39	37
12～17歳児（人）	124	118	109	101	94
合計	250	239	220	203	188

## (2) 教育・保育の提供体制の確保方策

当面は、現在の保育提供体制を維持しつつ、増加傾向にある3歳未満時の保育需要に対応するため、適正な保育教諭の確保に努めます。

### ■ 確保方策（定員）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
1号認定（人）	5	5	3	3	3
2号認定（人）	31	18	21	16	16
3号認定（人）	8	9	10	10	10
合計	44	32	34	29	29

■【参考】第2期計画期間の園児数の推移（再掲）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
すみれ保育園（人）	21（23）	23（23）	19（22）	16（21）	山添こども園 41（46）
ひまわり保育園（人）	32（33）	31（33）	26（32）	30（35）	
さくら保育園（人）	22（23）	21（20）	16（16）	15（19）	
合 計	75（79）	75（76）	61（70）	61（75）	41（46）

※数字は年度当初児童数【（ ）は年度末児童数】

## 2. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

子どもと保護者が、教育・保育や、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業のなかから、適切なサービスを選択して速やかに利用できるように、身近な地域で情報提供や相談などの支援を実施します。

#### ■ 量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1
基本型（か所）	0	0	0	0	0
特定型（か所）	0	0	0	0	0
こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1

#### ■【参考】第2期計画期間の利用実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者支援事業（か所）	1	1	1	1	1

### (2) 時間外保育事業

こども園を開設した令和6年度からは2号認定(保育標準時間)の園児については、7時30分から18時30分まで(11時間)の保育を実施しています。2号認定(保育短時間)の園児については8時から16時までの保育時間で7時30分～8時、16時から18時30分までは、延長保育(時間外保育事業)で対応しています。

#### ■ 量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（人）	9	5	5	5	5
確保方策	実人数	20	20	20	20
	施設数	1	1	1	1

#### ■【参考】第2期計画期間の利用実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者数（人）	12	10		12	8

### (3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、児童館を利用して適切な遊びおよび生活の場を確保し、健全な育成を図ります。

#### ■ 量の見込みと確保方策

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (人)	1年生	6	5	5	5	5
	2年生	5	6	5	5	5
	3年生	4	5	5	5	5
	4年生	7	4	5	6	5
	5年生	5	7	4	5	6
	6年生	3	5	7	4	5
確保方策 (人)	児童数	30	32	32	30	31
	施設数	1	1	1	1	1

#### ■【参考】第2期計画期間の利用実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生(人)	5	6	7	6	6
2年生(人)	11	5	7	8	4
3年生(人)	5	8	3	8	7
4年生(人)	7	5	9	3	7
5年生(人)	6	8	2	7	3
6年生(人)	6	5	6	2	6

### (4) 子育て短期支援事業

保護者が疾病等やむを得ない理由により、一時的に児童を児童擁護施設で預かる事業です。

第2期計画期間の利用実績がなく、またニーズ調査結果において利用希望がなかったため、量の見込みを1としました。第3期計画期間中に需要が出てくることも想定しながら、適切に対応します。

#### ■ 量の見込みと確保方策

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	ショートステイ	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	1	1	1	1	1
確保方策(人)	ショートステイ	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	1	1	1	1	1

■【参考】第2期計画期間の利用実績

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ人数(人)	ショートステイ	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

該当する全家庭を対象に家庭訪問を実施します。保健師が子育てに対する支援や助言を行います。

■ 量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	5	5	5	5	5
確保方策(人)	20	20	20	20	20

■【参考】第2期計画期間の利用実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
対象者数(人)	9	7	6	3	5
延べ訪問数(人)	9	7	6	3	5

## (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童地域対策協議会と連携し、児童虐待の予防的支援を行います。また全家庭全戸訪問事業で判明した支援の必要な家庭に対し指導や助言を行い当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

■ 量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保方策(人)	1	1	1	1	1

■【参考】第2期計画期間の利用実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ支援数(人)	0	0	0	0	0

## (7) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。(令和6年4月1日適用された事業)

本村においては、保健師が対応しており事業実施の予定はありません。

### ■ 量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保方策(人)	0	0	0	0	0

## (8) 児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等、児童および家庭の状況をアセスメントなど包括的な支援を提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。(令和6年4月1日適用された事業)

事業の実施予定はないが、対象者がいた場合には関係機関と連携を図るとともに、対応方法について検討していきます。

### ■ 量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保方策(人)	0	0	0	0	0

## (9) 親子関係形成支援事業

保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供、相談および助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設けるなど必要な支援を行うことにより親子の関係性の構築を図ることを目的とします。(令和6年4月1日適用された事業)

事業実施予定はないが、対象者がいた場合は、県等が実施するペアレントトレーニング実施場所の照会等をおこなっていきます。

■ 量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保方策(人)	0	0	0	0	0

## (10) 地域子育て支援拠点事業

こども園入園前の児童を対象に実施します。児童数の減少や3歳未満児のこども園利用率増加の傾向を踏まえて利用を見込んでおり、園開放・てんくる広場・遊び場開放・親子イベントを山添こども園およびこども家庭センターで実施します。

保護者が子育てについて相談できる仲間を増やし、子育てに不安のない環境を目指し、事業を提供します。

■ 量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(のべ人数)	500	500	500	500	500
確保方策(か所)	1	1	1	1	1
園解放(延べ利用児童数)	80	80	80	80	80
てんくる広場(延べ利用児童数)	80	80	80	80	80
遊び場開放(延べ利用児童数)	240	240	240	240	240
親子イベント(延べ利用児童数)	100	100	100	100	100

■【参考】第2期計画期間の地域子育て支援拠点事業の推移(再掲)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
園開放(実施回数)			10	10	10
園開放(延べ利用数)	コロナ禍により未集計		35	20	66
子育て支援サークル(実施回数)			22	24	10
子育て支援サークル(延べ利用数)			141	116	99

※参加者がいた場合の事業のみ計上しています。

## (1 1) 一時預かり事業

急用などにより、一時的に家庭で保育することができない場合を対象に、村立こども園で実施します。今後、保育環境の整備に合わせ一時保育の充実をめざします。

### ■ 量の見込みと確保方策

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (人日)	一時預かり	1200	1200	720	720	720
	一時預かり以外	60	60	60	60	60
確保方策 (人日)	一時預かり	1200	1200	720	720	720
	一時預かり以外	60	60	60	60	60

### ■ 【参考】第2期計画期間の一時保育事業利用者数の推移（再掲）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
一時保育事業 (延べ人数)	187	78	48	75	一時預かり	480
					一時預かり以外	66

## (1 2) 病児保育事業・子育て援助活動支援事業

子どもの病気により保育できない児童を預かる事業です。

令和元年10月から定住自立圏の締結に伴い伊賀市で行われている「病児保育事業」について、本村の住民が伊賀市市民と同様の条件で利用できるようになっています。

### ■ 量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(日)	12	12	12	12	12
確保方策(日)	12	12	12	12	12

### ■ 【参考】第2期計画期間の利用実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ利用数(人)	未把握	未把握	3	12	2

## (13) 産後ケア事業

出産後のお母さんと赤ちゃんに対して、産後の身体の回復や心のリフレッシュを図り、安心して育児ができるように支援するものです。産後ケアは母親の身体的な回復、授乳指導、乳房のケア、育児指導、心理的サポートを行います。

県や近隣市町村の動向を見ながら実施体制の構築に向けて検討していきます。

### ■ 量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(日)	0	2	2	2	2
確保方策(日)	0	2	2	2	2

### ■【参考】第2期計画期間の利用実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ利用数(人)	0	0	0	0	0

## (14) 乳児等通園支援事業

保育所やこども園等を利用していない就学前児童に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

### ■ 量の見込みと確保方策

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (日)	0歳児	240	240	240	240	240
	1歳児	240	240	240	240	240
	2歳児	480	480	480	480	480
確保方策 (日)	0歳児	240	240	240	240	240
	1歳児	240	240	240	240	240
	2歳児	480	480	480	480	480

### ■【参考】第2期計画期間の利用実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ利用数(人)	0	0	0	0	0

## (15) 妊婦健康診査事業

安心して妊娠・出産ができるための一助として、妊婦健康診査に係る費用を全額公費助成します。

### ■ 量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（人回）	50	50	50	50	50

### ■【参考】第2期計画期間の利用実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ受診数（人）	15	13	6	7	10
受診延べ回数（回）	71	109	38	70	54

## 第5章 計画の推進

# 1. 推進体制

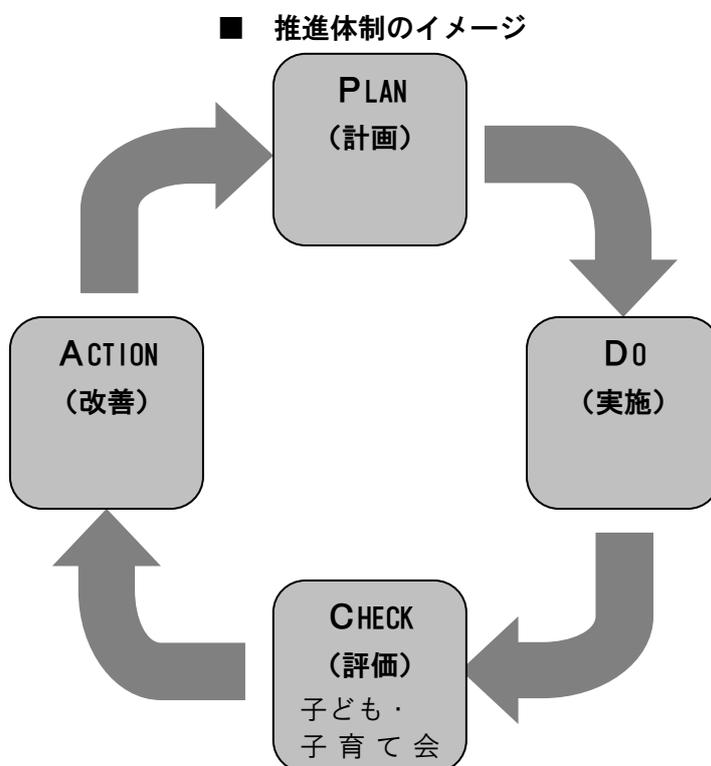
子育て支援は行政のみならず、社会全体が連携した取り組みが必要です。

本計画の推進にあたっては、家庭、地域、学校、企業、そして行政が連携するとともに、それぞれが自らの果たすべき責任、役割を認識して、互いに協力しながら、幼児期の養育支援等を総合的に推進します。

## (1) 山添村子ども・子育て会議の設置

進行管理にあたっては、山添村子ども・子育て会議において計画の評価・点検を行います。

計画の評価・点検にあたっては、いわゆる「PDCAサイクル」の手法により進行管理を行います。「PDCAサイクル」では、施策ごとにPLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（改善）を行い、評価・点検に基づき継続的に改善・見直しを図っていきます。





**第3期 山添村子ども・子育て支援事業計画**

発行年月 令和7年3月

発行 山添村

編集 山添村住民福祉課

〒630-2344

奈良県山辺郡山添村大字大西 151

電話 0743-85-0045 FAX 0743-85-0472